

設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

別添資料 一覧

資料 1	下関市立大学新学部設置に関する有識者会議答申	2
資料 2	第 2 次下関市総合計画（抜粋）	8
資料 3	スマートシティ基本設計（概要版）	16
資料 4	下関市立大学、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社データ・キュービック及び株式会社 YMFG ZONE プラニングとの地域人材育成に係る包括連携に関する協定書	34
資料 5	下関商工会議所と下関市立大学の包括連携に関する協定書	35
資料 6	養成する人材像及び3つのポリシーの相関	36
資料 7	データサイエンス学部 カリキュラムマップ	37
資料 8	データサイエンス学部 カリキュラムツリー	40
資料 9	データサイエンス学部 履修モデル	41
資料 10	2022 年 1 月 4 日付文書「2022 年度の授業実施方針について」	43
資料 11	下関市立大学入学選抜に関する規程	44
資料 12	下関市立大学の求める教員像	46
資料 13	下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針	47
資料 14	公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）	48
資料 15	下関市立大学特命教員に関する規則	50
資料 16	公立大学法人下関市立大学職員倫理規程	52
資料 17	公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程	55
資料 18	公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	61
資料 19	下関市立大学 U R A 室設置要綱	67
資料 20	時間割・教室割（案）	68
資料 21	学術雑誌購入リスト及びデジタルデータベースの一覧	78
資料 22	下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定	80
資料 23	下関市立大学教学マネジメント会議規程	82
資料 24	下関市立大学の運営組織等に関する規程	84
資料 25	公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程	88
資料 26	下関市立大学 F D ・ S D 委員会規程	90
資料 27	授業評価アンケート	92
資料 28	自己・点検評価シート	95
資料 29	キャリア広報誌「キャリアセンター2022」	96
資料 30	下関市立大学キャリア委員会規程	105

令和3年(2021年)10月29日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市立大学新学部設置に関する有識者会議

会長

荒井 研亮

下関市立大学における新学部設置について（答申）

令和3年(2021年)7月21日付け下総第1130号で諮問のあった標記の件
について、別紙のとおり答申いたします。

下関市立大学新学部設置に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、令和3年7月21日に下関市長から、下関市立大学にデータサイエンス学部（仮称）と看護学部（仮称）の2つの学部を設置することについて意見を求められた。

有識者会議では、委員の専門性等を考慮して、「データサイエンス学部部会」と「看護学部部会」の2つを設置し、それぞれの学部を設置することのメリットや課題を検討した。これら2つの部会からの報告を受け、有識者会議として、以下のとおり意見としてとりまとめた。

1 新学部設置検討の経緯

(1) 大学を取り巻く状況

日本は、各方面でいわれているとおり、少子高齢化を迎えている。今の大学の1年次入学者のほとんどは、高校を卒業した18歳であり、このまま少子化が進めば、大学は限られた子どもたちを奪い合うことになる。文部科学省の資料によれば、現在は110万人以上いる18歳人口も2040年度には88万人まで減るとされている。

一方で、全国の大学の入学定員は、平成10年度は約51万6千人であったが、平成30年度は約61万7千人と10万人以上増えている。そのため、大学間競争は厳しくなり、定員割れが生じている大学も増えている。特に、地方の私立大学ではその傾向がある。

下関市立大学があることによる経済効果は、次のとおりである。地方都市にとって、大学の経済効果は大きい。

【地域経済（市内）に与える市立大学の経済効果】

地元直接効果	2,136,796千円
生産誘発効果	125,477千円
第一次波及効果	124,186千円
第二次波及効果	1,290千円
経済波及効果	2,262,272千円

（令和3年2月 下関市立大学報告）

また、下関市立大学の学生は、下関市に在住する19歳から22歳までの人口の20%程度を占めるとされ、人口効果も大きい。大学の学生による社会貢献などの非経済的な価値を持つ活動も行われており、中長期的にも地域社会の基盤形成の主軸になると推察されている。

さらに、国が推進する地方創生では、「地方へのひとの流れの創出、人材

支援」が掲げられ、地方大学は知の拠点としての役割を果たすことが求められている。

(2) 下関市立大学の現在の課題と魅力向上への取組の必要性

(1)に記した状況の中、地方の公立大学が存続し続けるためには、大学の魅力を向上させる必要がある。現在の下関市立大学の課題としては、市内進学率と市内就職率の低さが挙げられる。下関市立大学の市内からの進学率は15%以下、市内への就職率は10%以下であり、卒業後に若者が市内に定着していない状況となっている。また、関門地域（下関市及び北九州市）まで広げてみても、当該地域への就職率は13%程度である。

下関市内及び北九州市内の高校へのアンケートや聞き取りを実施した結果によると、下関市内の高校生の7割近くが県外に進学し、進学先の分野は社会科学に次いで、看護学・保健学、工学と続いている。下関市内に理系学部の設置が少ないため、希望する分野を学ぶためには、市外の大学への進学を余儀なくされている、という事実もある。

実際に、高校の現場からは、下関市立大学が総合大学、特に理系を有する大学となれば、今の経済学部と合わせてより魅力が高まり、生徒の選択の幅も広がるとの意見があった。

2 2つの学部が下関市及び下関市立大学に及ぼす効果と想定される課題

(1) データサイエンス学部（仮称）について

ア 設置の効果

『下関市企業誘致アクションプラン2024』において、下関市の企業誘致の方向性として、「ICT企業の集積促進」「ICT人材の育成」を掲げている。これは、デジタル化の進展によりICT分野の産業が成長分野となる一方、当該分野の人材が不足するという国の見通しがあるため、ICT人材を育成することはICT企業を中心に企業誘致へ繋がる効果があると考えられる。

また、下関市内企業において、製造業や医療機関などをはじめ幅広い分野への人材供給を求められると想定される。特に、データサイエンティストの育成は、各企業が保有するデータを活用した事業戦略の策定や新サービスの開発による競争力強化に繋がることが期待される。

下関市立大学にデータサイエンス分野の学部を設置することは、下関市の企業誘致、定住促進、市内企業の競争力強化等、最優先に取り組むべき政策課題において、大きな影響を与えることは明白である。

イ 想定される課題

①教員の確保について

近年、データサイエンスを含む情報系の学部・学科の新設が全国で相次いでおり、教員の確保は困難を極めているが、質の高い教育を行うためには、優れた教員の確保が必須である。

②認知度について

「データサイエンス」という言葉は認知されつつあるが、何を学び、大学卒業後の進路がどのようなものか具体的にイメージできるように、高校側への説明が必要である。

また、企業に対してもデータサイエンス学部における教育と研究について理解してもらうため説明が必要である。

③カリキュラムの工夫について

データサイエンス学部の卒業生が活躍できるよう、学生及び企業のニーズを把握しながらカリキュラムの工夫を行う必要がある。

④入試制度について

データサイエンスの関連領域は多岐にわたるため、文系や理系に限定せず幅広く学生募集を行うことが望ましく、アドミッションポリシーをしっかりと定め、それに沿った入試制度を検討する必要がある。併せて、補習教育などのカリキュラムの工夫も必要である。

(2) 看護学部（仮称）について

ア 設置の効果

看護学部に進学する学生の多くは看護師として就職しているが、他の公立大学の地元（県内）への就職率を見ると50%以上であり、高いところは80%を超えている。地元（県内）医療関係施設にかかわらず、高齢社会の進行から、地域在宅ケア推進への期待が高く、高度な知識と技術を有する看護師の需要は、施設内外への活動として今後高まることが見込まれる。

また、下関市内外の高校へのヒアリングでは、看護学部進学希望の高校生は地元進学を希望する者が多いとの意見が聞かれ、そのため、地元進学、地元就職が円滑に進むことで地域活性化への効果が大きいことが見込まれる。特に、若い女性は、一旦、都市部に出ると戻って来ない傾向があることは、高校だけではなく病院関係者などからも指摘があった。看護学部を設置することは、市の最優先課題の一つである若者の定住促進の面におい

ても、大きな影響を与えることは明白である。

イ 想定される課題

①教員の確保について

近年、私立大学を中心に看護学部の新設が全国で相次いでおり、教員の確保は困難を極めることが想定されるが、質の高い看護教育を行うためには、優秀な教員の確保は必須である。

②実習先の確保について

必修科目である臨床実習を展開するため、下関市立市民病院の協力を得るなど実習病院の確保が必須である。そのため、入学定員数についても、適切な数の設定が必要となる。

③地域医療へ対応できる人材の育成について

患者をはじめとする対象のケアを中心に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されている。このような状況を受け、国は令和4年4月からの看護に関するカリキュラム改訂を行った。また、日本看護協会においても、「対象者の多様化や複雑性が増しており、看護職にはこれまで以上に高い能力が求められる」との見解が示されている。下関市立大学においてもこれに対応できるような人材育成が必要である。

④入学者の確保について

看護学部への進学のあることは認識されているが、今後少子化が進む中で、学生を安定的に確保するための継続的な努力が必要である。

3 大学運営について

2つの学部を設置するとなれば、既存の校舎では教室や研究室が不足すると見込まれる。また、看護学部を設置するとなれば、実習室などの特殊な教室が複数必要となり、これらのニーズを充足するために十分な校舎を新たに建設する必要がある。さらに、現在の経済学部とは異なる専門の図書・雑誌も毎年度必要となることから、財政的な負担が増すことが予想される。

また、初期の経費のほかに、大学の運営（経営）に関するシミュレーションを行ったところ、いずれの学部も大学の自己収入のみでは、経営ができないことがわかった。特に、看護学部においては、実習等のカリキュラム上の特性から多くの教員が必要となり、人件費の増加が想定される。安定的な運営を図るため、下関市から運営費交付金として不足部分を交付する必要がある。

結論

下関市立大学に2つの新学部を同時期に設置することは、適当である。

2つの新学部の設置について、有識者会議におけるそれぞれの部会において、専門的見地から慎重に検討、議論した。

その結果、少子化、教員の確保、財政負担の増など設置に向けて課題は複数あるものの、以下の点から、2つの学部を同時期に設置することが適当であるとの判断に至った。

- 1 総合大学化による地域経済へのさらなる波及効果が期待でき、また、在住する若者の増加による地域基盤形成への貢献も期待できること
- 1 理系の学部設置により、進学を希望する高校生の選択の幅が広がることで大学の魅力向上につながる事
- 1 両学部とも、下関市が取り組むスマートシティ推進事業との親和性が高いため以下のことが期待できること
 - ①企業進出の可能性により、市内の高校生の進学、育成した人材の市内就職が促進されるなど、人材の市域内での循環が高まる
 - ②産官学の連携が一層深まることにより、大学の地域貢献度が高まる

(附帯意見)

- 1 優秀な教員の確保に努められたい
特に看護教員の確保は、今後も非常に困難を極めることが予測されるため、その方策として優秀な教員候補者等に対する修学援助等を検討されたい
- 1 安定的な大学運営のために必要な運営費交付金に配意されたい
- 1 学生確保のために、学生寮や奨学金制度について検討されたい
- 1 人材の市域内での循環を実現するために、入口である高校、出口である企業への必要な説明に努めるとともに、下関市内からの進学者を増加させるための具体的方策を検討されたい
- 1 ニーズに応えうる施設整備に努められたい

下関市合併10周年記念
「私の好きな下関」
絵画コンクール



八角塔屋のある旧殿居郵便局舎
垢田小学校 5年 藤永悠太郎さん

第2次下関市総合計画

I. 序論

策定の趣旨
計画の構成
総合計画の計画期間
計画策定の前提

II. 基本構想

まちづくりの基本理念
まちづくりの将来像
地域特性とまちづくりの方向

序 論

策定の趣旨

平成17年2月の合併から10年が経過し、第1次下関市総合計画の計画期間が終了することから、平成27年度以降10年間を見通す新たな行政経営の基礎となる「第2次下関市総合計画」を策定し、市民・事業者・行政が共通の目標を持って、それぞれの役割を自覚し力を結集する新たなまちづくりの方針を明確にします。

計画の構成

① 基本構想

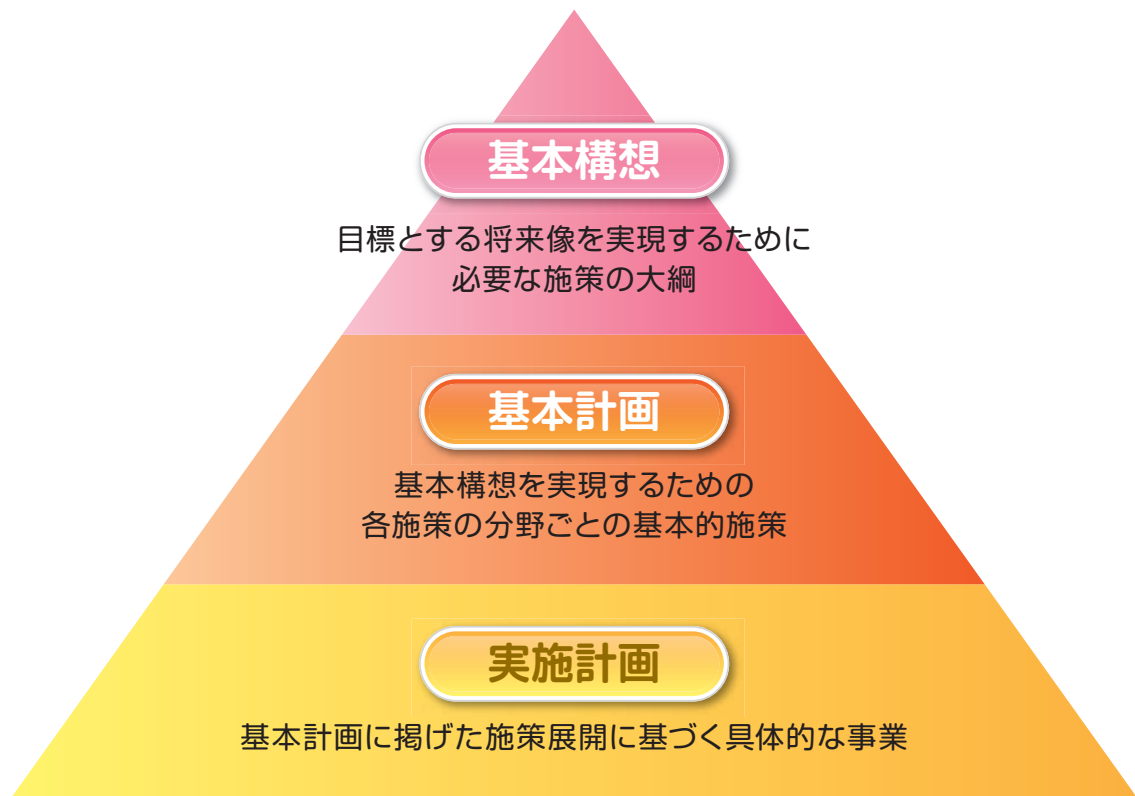
本市を取り巻く現状・課題を体系的に整理しながら、市の将来像を掲げ、目標とする将来像を実現するために必要な施策の大綱を定めます。

② 基本計画

基本構想を受けて、各施策の分野ごとに課題を掲げ、5年間において推進すべき基本的施策を示します。

③ 実施計画

基本計画に基づく施策を展開するため、具体的な事業を掲げます。計画期間は5年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直すローリング方式により、事業の進行管理を行います。

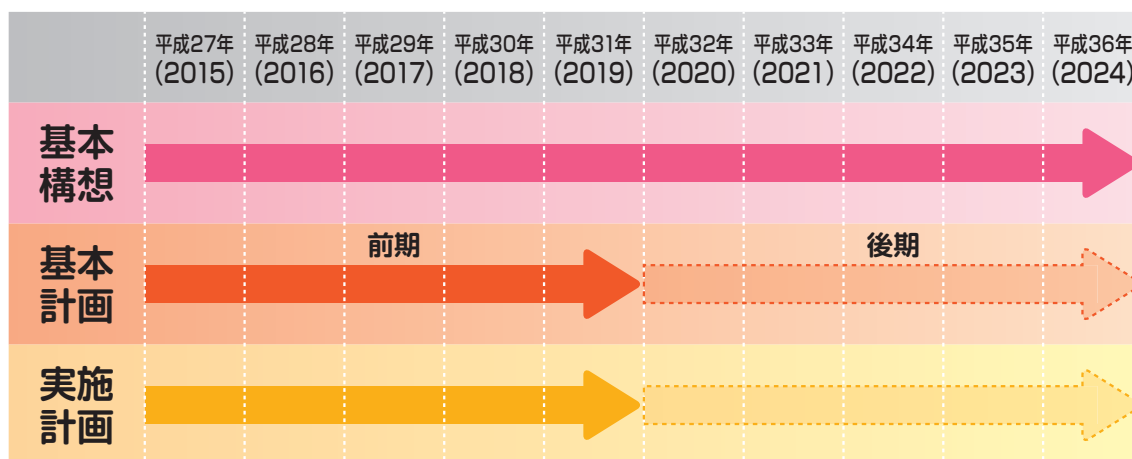


計画期間

基本構想：10年 平成27年度～平成36年度

基本計画：前期基本計画として基本構想の前期5年間

実施計画：基本計画の5年間



計画策定の前提

1. 本市を取り巻く社会的背景と課題

(1) 急速な人口減少社会への移行

わが国の総人口は、明治維新以降から近年に至るまでほぼ一貫して増加していましたが、平成17年に前年比マイナスとなってからは一転して減少傾向が続きます。全国的な人口減少のため、交流人口を拡大させる取り組みや、都市の活力を創出する取り組みが求められています。また、晩婚化等にともない、第1子出生時の母の平均年齢が上昇傾向にあり、平均出生子ども数は低下傾向にあります。少子化対策として、子ども・子育てをサポートする体制の強化が必要です。生産年齢人口の減少により、産業の担い手不足が予測されることから、人材の育成と確保が求められています。

(2) 本格的な高齢社会の到来

わが国では、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、社会保障費増大にともなう財政負担の増加が大きな問題となっています。高齢化が加速し、約3人に1人は65歳以上となり、高齢者が安心して生活できる社会の構築に取り組んでいく必要があります。高齢者がボランティア、就労など様々な活動に参

序
論

加し、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活することで、生きがいや健康づくりにつながる社会参加の推進が求められています。また、介護へのニーズが増大することが予想され、質の高い福祉・介護人材の安定的確保は喫緊の課題となっており、小・中・高校生を対象とした介護の職場見学など、将来の福祉・介護の担い手の確保につながる取り組みが行われています。

(3)雇用環境の変化と人材育成

超円高の終息やデフレ経済からの脱却、加えて東京オリンピック開催決定など、企業を取り巻く環境に明るい兆しが見えはじめたことを背景に、雇用環境も少しずつではありますが改善されています。今後、地方への波及が期待できる一方で、若年者の非正規雇用比率は高止まっていることなど、学生時代からのキャリア教育や、人材育成に対する機会の充実が求められています。また、女性については、出産後の就業継続割合が低いなどの課題があることから、出産・子育てと仕事が両立できる環境づくりを進める必要があります。

(4)地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入の促進

温室効果ガスの排出増加による地球温暖化など様々な環境問題が顕在化しており、環境の質を向上して人々が健康で文化的な生活を送れるようにするとともに、経済成長を達成し、環境や社会問題に対応するための投資を促進することを目指すグリーン経済への移行が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が一層高まっています。

(5)社会インフラと公共交通の維持・整備

社会インフラについては、厳しい財政状況の中、人口構造の変化や施設の老朽化などの課題があり、集約・減量化や長寿命化を推進しつつ、機能の見直し等が求められています。一方で、東日本大震災の発生を受け、災害に強い国土・地域づくり（国土強靭化）が求められるなど、経済の再生を支える国際交通及び幹線交通のネットワーク強化や災害時の代替性・多重性の確保等が喫緊の課題となっています。また、地域公共交通に関しては、過疎化やマイカーの普及等による利用者の減少と利便性の低下が進行しており、高齢者や子どもなど交通弱者に対する移動手段を確保し、地域社会を維持・活性化することが求められています。

2. 本市の地域特性と主な課題

(1) 地域特性

① 豊かな自然がもたらす恵みを楽しむ

- 本市は、本州最西端に位置し、三方が海に開かれています。関門海峡の景観は、本市のシンボルとして、世界にも誇れるものであるほか、響灘沿いの海岸線や角島などの島々が生み出す景観も美しく多くの人を魅了します。
- 華山等の山並みや木屋川、粟野川、豊田湖といった内陸部の自然環境も豊かで、人々の心に潤いを与え、レジャーやレクリエーションなど多彩な活用がなされています。
- こうした自然の恵みは、観光資源として活用されているほか、様々な産業の基盤になっています。
- 農畜産業においては、地域の特性を活かした各種園芸作物（野菜、果樹、花き）の栽培や酪農が盛んです。
- 水産業は、水産加工業や造船業などの関連産業集積にも寄与し、水産都市としての繁栄をもたらしてきました。

② 全国に誇れる歴史や文化の宝庫

- 本市は、全国でも屈指の内容を誇る、様々な歴史的・文化的資源を有しており、これらの資源がまちづくりに活用されています。
- 歴史の節目では、本市が重要な舞台となって、源平合戦や巖流島の戦い、明治維新など歴史上のドラマが展開されました。これらの出来事にまつわる史跡は、本市の重要な観光資源となっています。
- このような歴史的特性を背景に、文化面においては、文学や工芸、絵画、芸能、音楽など各方面で優れた人材が輩出されてきました。さらに最近では、恵まれた文化資産や地理的条件を活かしたスポーツ活動も盛んに行われ、下関海響マラソンが全国有数の人気マラソン大会として認知度を高めるなど、新たな取り組みが進められています。
- 全国的に知名度の高い「ふく」のほか、「うに」・「くじら」・「あんこう」・「いか」や「ネギ」・「トマト」など下関が誇る農水産物に加え、瓦そばやとんちゃん鍋など多彩な食文化を楽しむことができます。

③ 地理的特性・都市構造

- 本市域は、5つの市町の合併を経て構成されているため、旧市町の各中心部には一定の市街地が形成され、公共公益施設などが集積する地域の拠点となっており、各地域の拠点は山地などの地形的条件によって独立し、分散型の市街地形態となっています。
- 本市は本州と九州との結節点に位置し、アジアとも近接していることから、韓国・中国を中心とする東アジア方面との国際交流や貿易、北九州との関門連携など九州方面との交流、山陽方面、山陰方面との交流など、様々な都市間交流を行っています。
- 本市の南部は線引き都市計画区域である下関都市計画区域、中部は非線引き都市計画区域である下関北都市計画区域、北部は都市計画区域外とそれぞれ異なる土地利用の規制誘導を行っており、用途地域では都市的土地利用、用途地域外では、自然・田園・集落地としての土地利用が行われています。

(2) 主な課題

① 人口減少への対応

本市人口は1市4町合併時(平成17年)の約29万人から、平成22年には約28万人へと減少しています。今後もこの傾向が続き、平成37年には約24万人となることが予測されます。人口減少の最大の要因は自然減と若者流出による社会減であり、特に自然減は拡大傾向が続いています。社会減は縮小傾向にありますが、毎年1,000人近い人口が流出しているため、定住人口の増加は喫緊の課題であり、雇用の場の創出が必要です。

② 高齢化等への対応

本市では、高齢者人口のピークを平成32年頃迎えることが予測され、健康な高齢者を増やす取り組みや、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域と住まいで切れ目ないサービスを受けることのできる体制が求められています。また、障害者や児童等の福祉の充実を図るため、公的な支援のほか、地域等によるサポートの重要性が高まっています。

③ 滞在型観光への転換と交流人口の拡大

本市の観光形態は、通過型観光であることや近隣都市からの日帰り型観光が多いことが特徴となっており、多様なニーズに応じた宿泊施設の充実など滞在型観光への転換が求められています。また、芸術や文化、スポーツなど多分野での交流人口の拡大が求められています。また、人を惹きつける自然・歴史・文化・食などの本市の魅力を見つめなおして、多くの人に知ってもらうための情報発信力を強化し、心のこもったおもてなしを市民全体で行うことが必要です。

④ 持続的成長につながる産業の振興

農林水産業や製造業、卸売業など、本市の発展を支えてきた主力産業が、様々な環境変化に直面する中、今後の持続的成長につながる産業の振興が重要な課題となっています。「下関」というブランド（独自性）の強化や、下関の強みを活かした産業の育成及び企業誘致などによる活性化が求められています。

⑤ 地域に根差した教育の実施

心豊かな人間性を持つ下関っ子を育てるため、郷土の歴史、文化、自然等を学ぶことにより地域への誇りと愛着を持ち、地域の人々と交わることにより、学校・家庭・地域が連携した教育環境の充実を図ることが必要です。

⑥ 地域集約型都市の形成

本市は、広大な市域を有しているため、これまで整備されてきた都市基盤ストックを活用しつつ、行政サービスの提供を効率的に行えるまちづくりを進める必要があります。医療・福祉施設、商業施設等の都市機能を各拠点で分担し、市民が過度に自家用車に頼ることなく、公共交通機関によりこれらの施設にアクセスできるような地域集約型都市の形成を図る必要があります。

⑦ 災害に強いまちづくり

台風による高潮被害や集中豪雨による河川の氾濫・山崩れ等の被害、南海トラフ巨大地震による津波被害の想定などを踏まえ、防災関連施設の整備や災害対応機能の強化、市民一人ひとりの防災意識の向上など災害に強いまちづくりが求められています。

⑧ 地域コミュニティ機能の強化

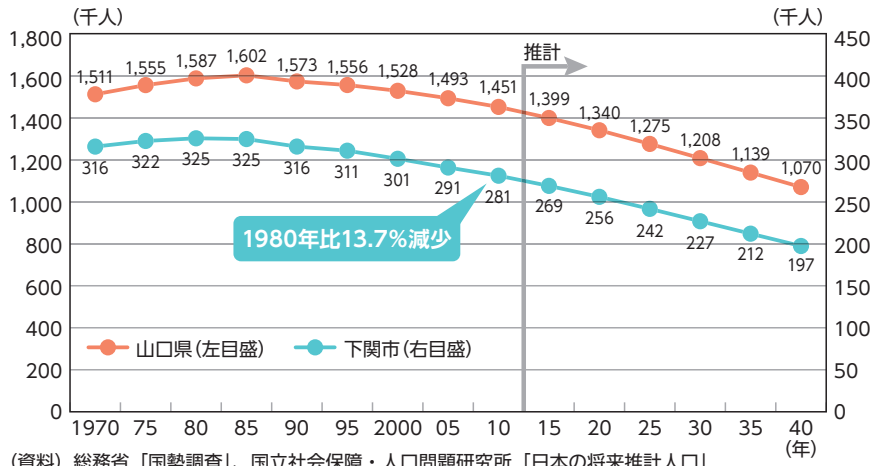
核家族化や中心市街地における人口減少、生活圏域の拡大、中山間地域の過疎化などによって、地域の連帯感や帰属意識、活力が低下し、住民相互の交流や支え合いの場としての地域コミュニティ機能が低下しています。住民や、地域コミュニティ、NPOなどが協働し、多様な主体によって課題を発見、解決していく仕組みや、行政と住民が相互に連携し、地域力を創造する仕組みの構築が求められています。

⑨ 行財政運営の効率化

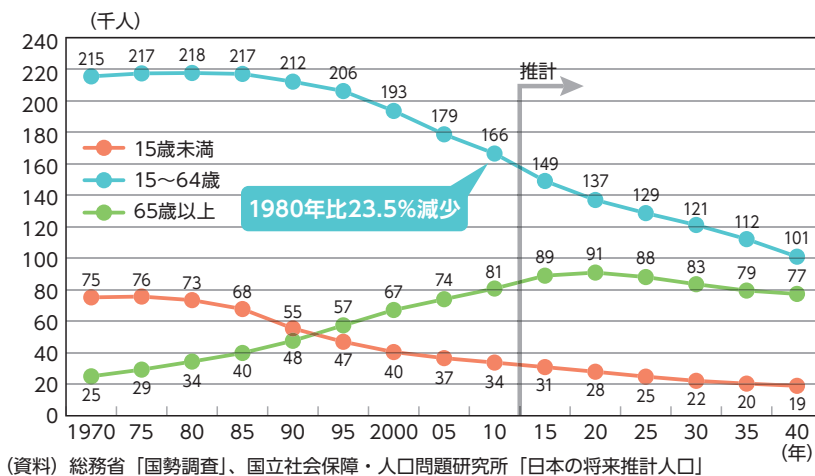
非常に厳しい財政状況の中、複雑化・多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。そのためには限られた財源の中で、各施策の重要度、達成度をもとに、優先すべき課題に対する「選択と集中」を行うことにより、行財政運営の効率化を図っていく必要があります。

3. 人口動態の現状と見通し

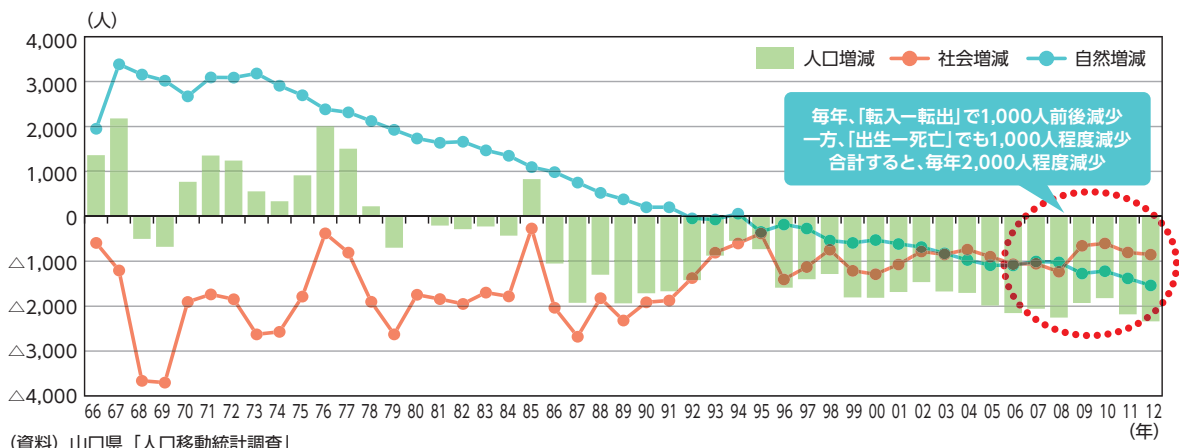
山口県及び下関市人口の推移



下関市の年齢階級別人口の推移



下関市の自然・社会増減の推移





スマートシティ基本設計

概要版

2021年5月

下関市

目次

1. 下関市スマートシティの実現に向けてP.1
2. フォーカス5分野・施策イメージ.....P.7
3. データ連携基盤の在り方.....P.13
4. 推進体制の在り方.....P.15
5. 全体ロードマップ°P.17

下関市がスマートシティを目指す意義

社会情勢の変化

人口減少、少子高齢化の急速な進展、多発する大規模災害、新型コロナウイルスなどの新たな感染症リスクなど様々な社会課題に直面する中で、今後、ますます深刻化、複雑化していく諸課題に関してデータやデジタル技術の活用を通じた解決の加速化が必須



デジタル化

新型コロナウイルス

大規模災害リスク

本市の『強み』・『ユニークさ』

- **本州・九州・海外を繋ぐゲートウェイ都市**
 - 陸：関門トンネル／海：下関港・関釜フェリー／空：宇部空港・北九州空港
- **魅力的な地域観光資源**
 - 自然・歴史等の観光資源、中韓との近接性・港湾都市による誘客力
- **産業が集積する、県内唯一の中核都市**
 - 港町として水産業・漁業(下関港)が主力
 - 有力企業本社や主力営業拠点として、県西部の中心都市
- **未来志向の『コンパクトシティ構想』**

“ゲートウェイ都市”から“通過都市”へ（※状況の変化）

- かつては、本州の最西端に位置する地理的な特性から九州や中国大陸への玄関口/人や物の交流拠点として栄えた
- 関門国道トンネルの開通、関門橋開通、山陽新幹線全線開通、航空交通網が整備により、交流拠点としての優位性が失われつつある

本市の現状課題

- **急速な少子高齢化・人口減少**
 - 出生数減少と高齢化に伴う死亡数増加、転出超過
- **基幹産業の停滞・衰退**
 - 卸売業・製造業(直近10年で従事者2割減)事業者数の減少
 - 基幹産業(漁業等)の停滞により、特に港エリアが衰退
- **都市部空洞化・地域間格差の進行**
 - 商店街のシャッター街化、賑わいの喪失
 - 合併や港湾都市の特質によって深刻化する地域格差
- **行政の財政圧迫 ⇒ 基金を取り崩しながらの財政運営**
 - バランスの悪い歳入と高水準の歳出
 - 自主財源が低く(市税3割)、依存財源が高い(地方交付税2割)
 - 人件費の高さ(中核都市比35%高)、高水準の公共施設延床面積

スマートシティを目指す意義

市民・地域目線での課題提起、産学官一体となったデータの一元化・利活用及び行政・医療・教育・産業・観光等各主要分野における分野横断なデジタル施策の推進、高質で持続可能なサービス・新たな価値創出等を通じ、市民生活の豊かさと利便性向上を実現。

“住みやすく市民に愛される“地域魅力”を高めながら、訪れる人への『半市民』のような安全・安心な滞在体験の提供を通じ、従来の観光人口を超える幅広い関係人口を惹きつけ、将来的には先端企業をはじめとする産業集積を図っていく。

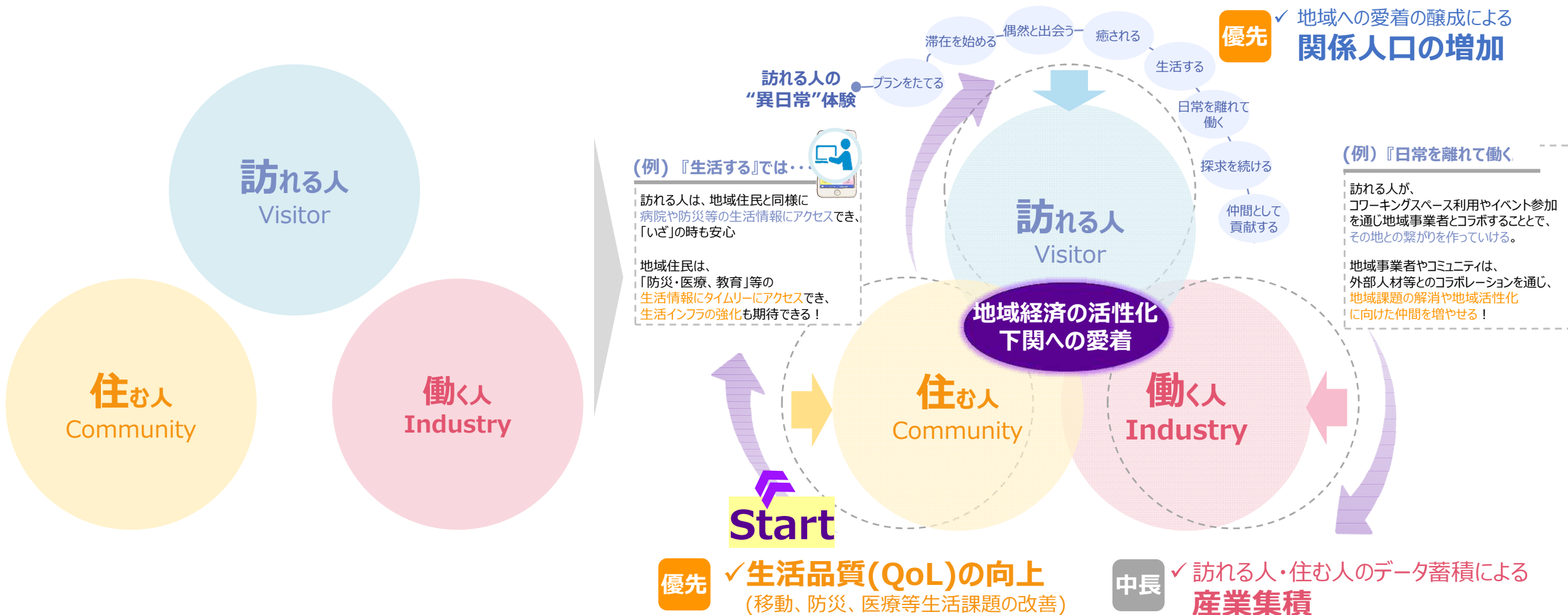


持続可能な都市

デジタル技術

下関市の考えるスマートシティの方向性

下関で「住む人」・「働く人」・「訪れる人」の間のポジティブなコミュニケーションや交流促進を通じて3者の関係を深化させ、**生活品質 (QoL:Quality of Life)の向上→関係人口の増加→産業集積**という地域経済の好循環を生み出し、**「下関への愛着」**における**共通範囲の拡大**を目指す。



基本コンセプト



1. **市民中心のスマートシティ**を実現し、地域課題の解決を通じた**魅力的なまちづくり**を目指す



2. 市民データは **市民の意思**による**オプトイン**で提供されるものであり、その利活用において **市民の意思**でいつでも **同意をオン・オフ**できる



3. **市民・企業・行政の三者**が**当事者**として
下関市のスマートシティを**共に考え・共に創っていく**



4. 行政区単位ではなく **市民の生活圏**をベースに**地域特性**に応じた
まちをデザインする

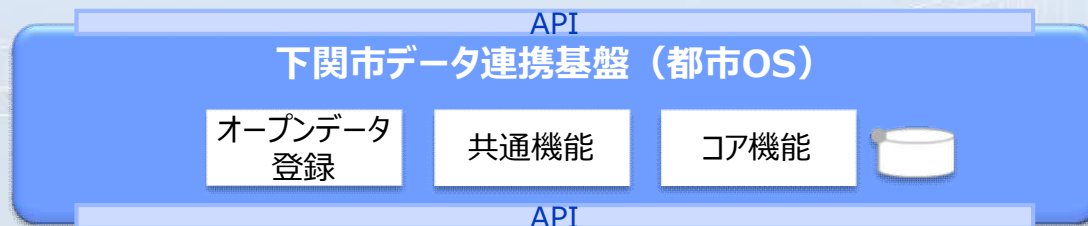
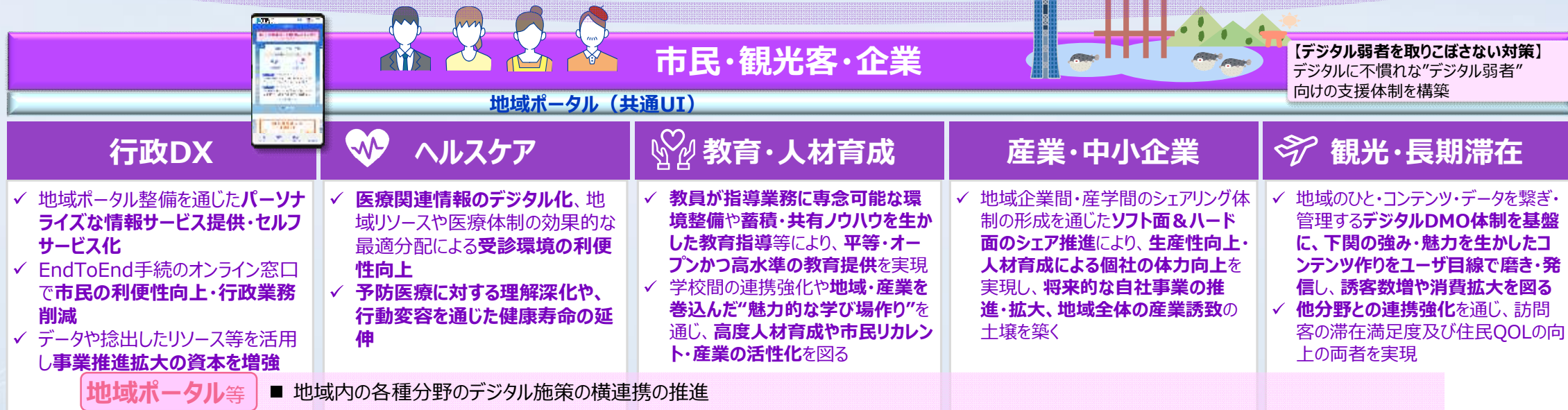


5. データ連携基盤を活用した**他都市(生活圏・遠隔地)**との**連携**により
『**良いものはみんな**でShare』し 全体の価値を高める

『スマートシティ』全体像

まちのデジタル化でより一層進む

共助の輪が広がる 暖かさと賑わいが眩しい ひと思いの海峡都市 しものせき



都市間連携



OPENな産学官連携体制

高度人材育成・市民リカレントの強化

地域・家庭を巻き込んだ人材の卵育成
産官学連携による高度人材育成



地域雇用



ひと・もの・ノウハウのシェア・コラボ促進

データ利活用DNAの育成・継承
企業間コラボレーションの強化

データ提供

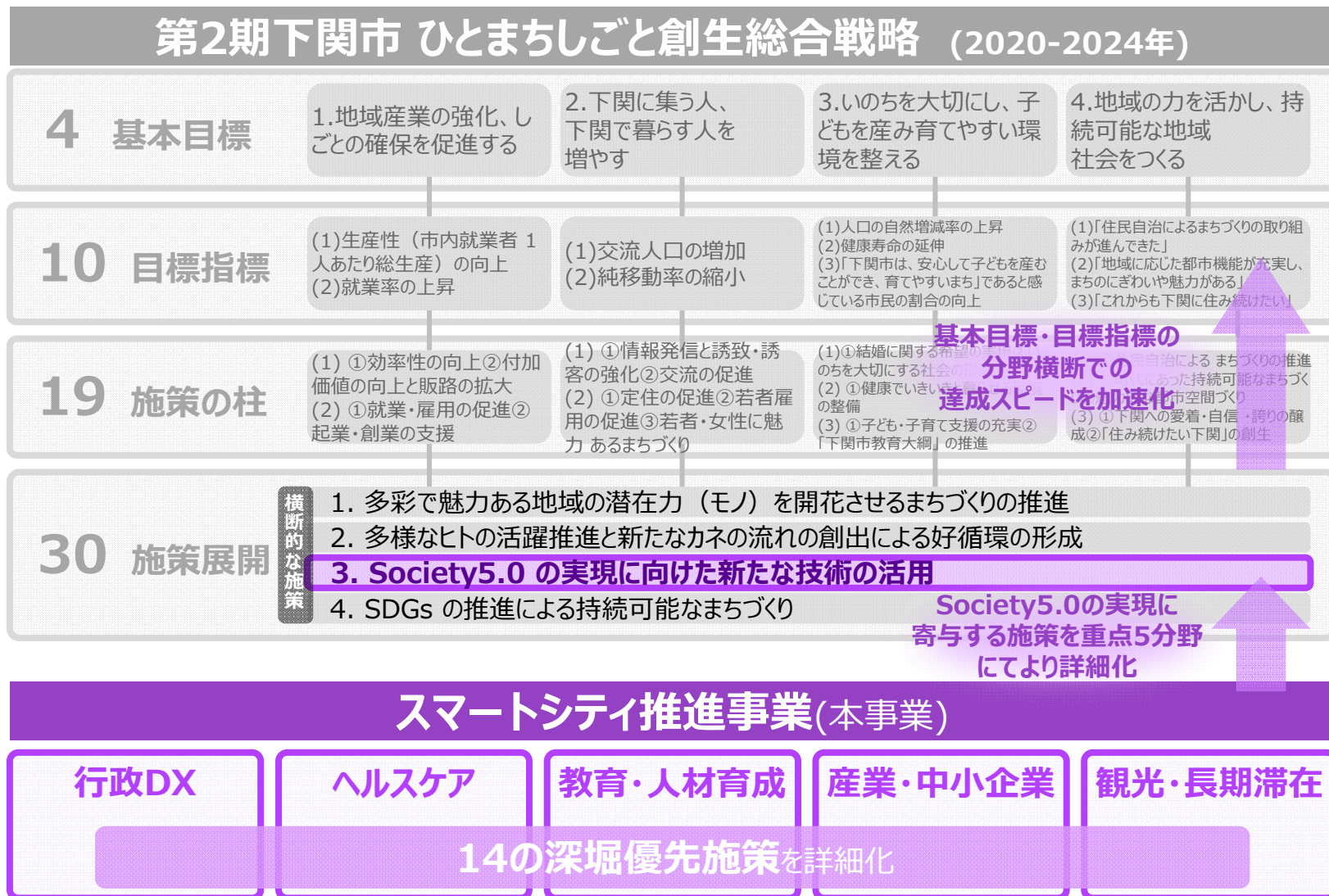
行政DX推進、地域密着支援

データ利活用をベースとした事業推進
市内事業者育成・コラボ・起業促進








第2期下関市 まちひとしごと創生総合戦略との関係性

『第2期下関市 まちひとしごと創生総合戦略』で策定された基本目標・目標指標の達成に向け、特にSociety5.0の実現により一層寄与可能な技術活用を中心とした施策検討を実施し、検討施策の実行主体として「スマートシティ推進協議会」を組成する。



フォーカス5分野 ～課題及び方向性のまとめ～

机上調査やヒアリングにより抽出した各分野の現状課題とそれを踏まえた今後の取組方向性は以下の通り。

	現状・課題	取組の方向性・施策案
 <p>行政DX</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化対応の遅れにより、限られた人員での多様化・複雑化する市民・地域ニーズへの対応が困難になり、市民サービスの利便性を下げるだけでなく、行政運営の非効率や財政運営を圧迫 	<ul style="list-style-type: none"> 『利用者目線』×『データ利活用』の行政DXを通じ、ニーズに合った情報・サービスの提供や双方向交流を実現し、セルフサービス化による市民の利便性向上及び行政運営のスマート化を図る データや捻出したリソース等を活用し事業推進拡大の資本を増強
 <p>ヘルスケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受診・通院アクセスの不便により受診・治療が遅れ疾患の進行による医療費の増大 高齢化の進行に対し、介護・福祉の整備が追いついていないことによる不十分な医療サービスと医療費の逼迫 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関連情報のデジタル化、地域リソースや医療体制の効果的な最適分配による受診環境の利便性向上 予防医療に対する理解深化や、行動変容を通じた健康寿命の延伸を図る
 <p>教育・ 人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育現場のデジタル化対応の遅れにより、職員の事務負荷が高く、個人にあった高品質の教育提供や教育格差の解消が困難 また、地域と教育現場の接点が希薄なため、学校教育の幅やリカレントの機会が限定的で専門・高度人材の育成土壌が未熟 	<ul style="list-style-type: none"> 教育のデジタル化を通じ、教員が指導業務に専念可能な環境整備や蓄積・共有ノウハウを生かした教育指導等により、平等・オープンかつ高水準の教育提供を実現 学校間の連携強化や地域・産業を巻き込んだ“魅力的な学び場作り”を通じ、高度人材育成や市民リカレント・産業の活性化を図る
 <p>産業・ 中小企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が共通で直面している労働力の減少/不均衡、及びデジタル化の遅れによって生産性が低下している 企業間でのコラボレーションが未成熟であるため下関ブランドが活用しきれていない 	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業間・産学間のシェアリング体制の形成を通じたソフト面&ハード面のシェア推進により、生産性向上・人材育成による個社の体力向上を実現し、将来的な自社事業の推進・拡大、地域全体の産業誘致の土壌を築く
 <p>観光・ 長期滞在</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存観光資源に関する情報発信源が乱立し、かつ情報の鮮度が低く訪問客の滞在時間延長&消費促進の機会喪失を招いている ユーザ目線での地域魅力を生かしたコンテンツ磨きや分野を跨ぐ連携の欠如により、関係人口等新たな領域での機会創出に苦戦 	<ul style="list-style-type: none"> 地域のひと・コンテンツ・データを繋ぎ・管理するデジタルDMO体制を土台に、下関の強み・魅力を生かしたコンテンツ作りをユーザ目線で磨き・発信することで誘客数増や消費拡大を図る 他分野との連携強化を通じ、訪問客の滞在満足度及び住民QoLの向上の両者を実現

行政DX -将来施策イメージ-

『利用者目線』×『データ利活用』の行政DXを通じ、ニーズに合った情報・サービスの提供や双方向交流を実現し、セルフサービス化による市民の利便性向上及び行政運営のスマート化を図る

データや捻出したリソース等を活用し事業推進拡大の資本を増強

【情報提供】

情報の一元的管理・発信によって市民の情報アクセスを向上し、1人1人にパーソナライズされた分かりやすい情報を提供

【防災】

ポータル上で平常時の快適で安全な暮らしをサポート及び災害時の迅速な支援を実現

【コミュニケーション】

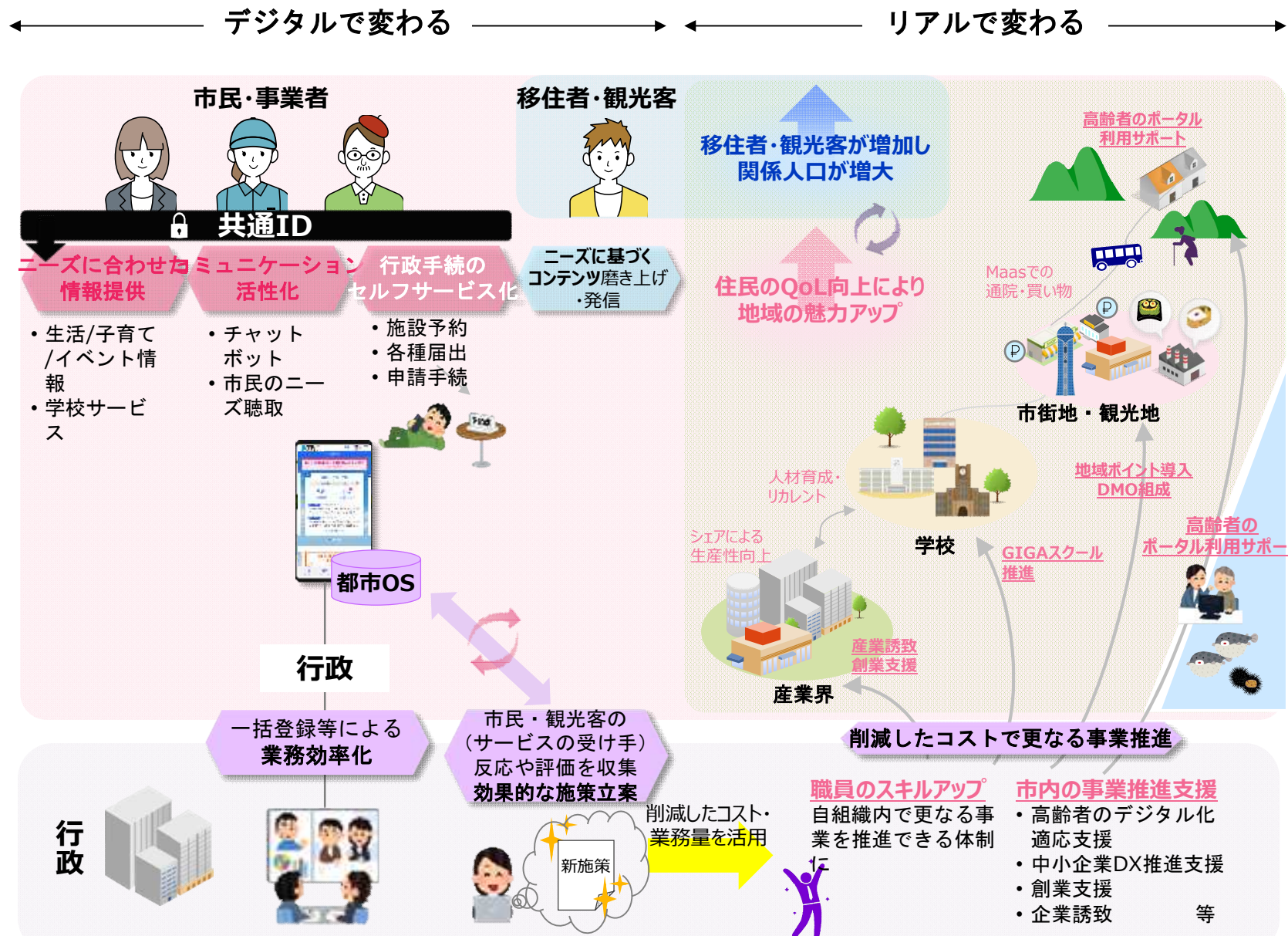
市民のセルフサービス化や双方向交流を促し、市民の声の数・質の収集度を高め、市民ニーズに基づくオープンで施策作りを実現

【行政手続】

マイナンバーカード活用サービス拡充・手続きオンライン化により市民利便性を向上。行政業務効率化・高度化を通じ、重点業務への職員最適配置やスキルアップ

【インフラ（支払/手続）】

インフラの整備/活用により地域経済の活性化を図る



ヘルスケア -将来施策イメージ-

医療関連情報のデジタル化、地域リソースや医療体制の効果的な最適分配による受診環境の利便性向上

予防医療に対する理解深化や、行動変容を通じた健康寿命の延伸を図る

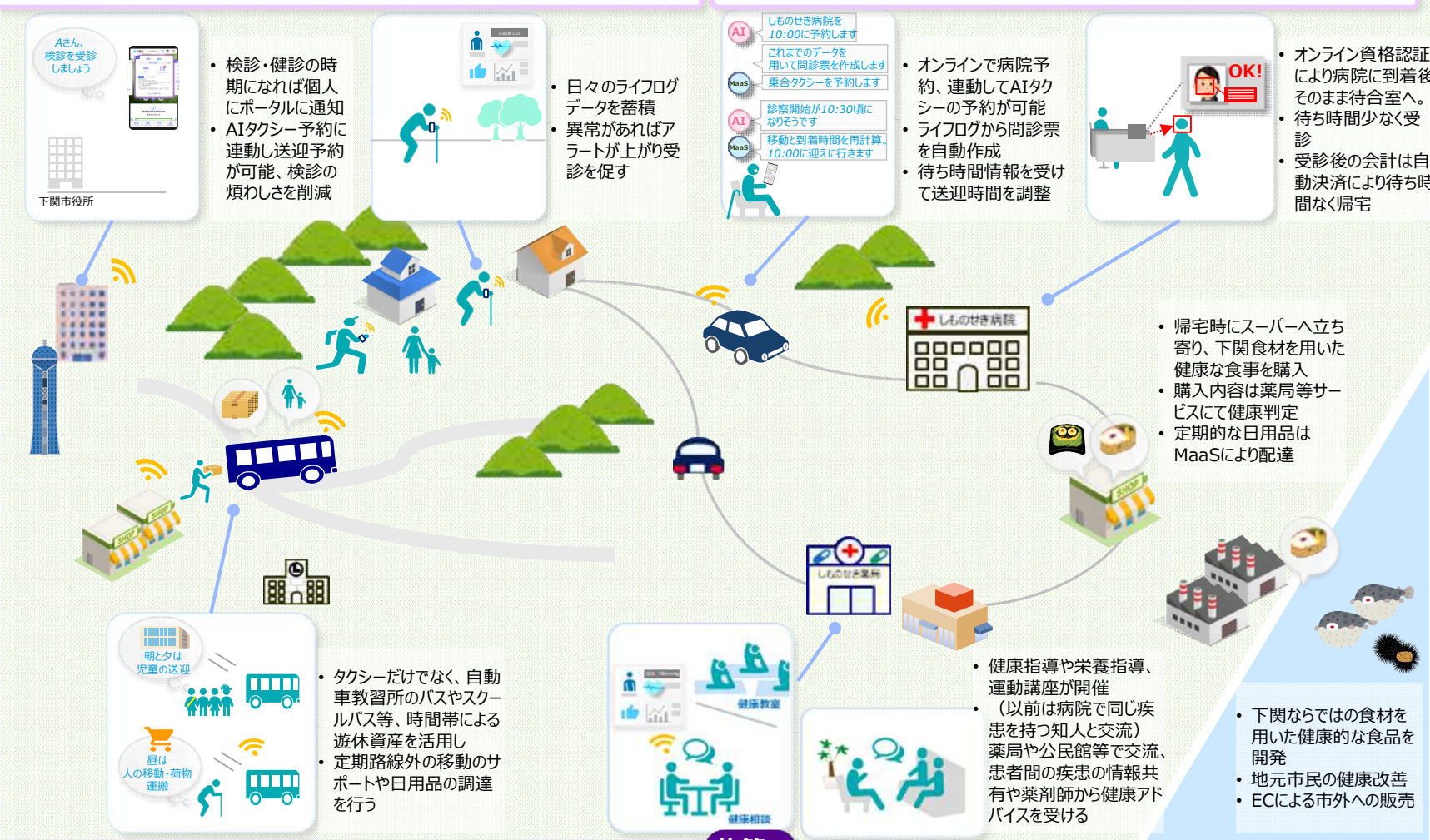
【適切な情報提供や周知の徹底、他分野サービス連携による利便性向上】

症状に応じ、適切かつ受診可能な医療機関の検索と情報の一元管理
 オンデマンド方式での受診時間や地域に合わせた送迎サービスの充足（オンライン予約、生活用品の調達サポート支援等）

【予防医療に対する理解深化と行動変容】

データ分析等に基づく、対象者への健康診断受診の喚起と受診促進
 日々の運動や食事等、自身の健康記録の管理を習慣化・可視化
 かかりつけ調剤薬局等を巻込んだ個別相談・管理体制構築、食料品購入履歴の分析による栄養指導

官・民・医療機関と市民自身による予防医療モデル



施策3

官・民・医療機関と市民自身による予防医療モデル

- 検診・健診の時期になれば個人にポータルに通知
- AIタクシー予約に連動し送迎予約が可能、検診の煩わしさを削減
- 日々のライフログデータを蓄積
- 異常があればアラートが上がり受診を促す

施策2

病院での待ち時間ゼロ（医療機関のデジタル化& MaaS活用）

しものせき病院を10:00に予約します
 これまでのデータを用いて問診票を作成します
 乗合タクシーを予約します
 診察開始が10:30頃になりそうです
 移動と到着時間を再計算、10:00に迎えに行きます

- オンラインで病院予約、連動してAIタクシーの予約が可能
- ライフログから問診票を自動作成
- 待ち時間情報を受けて送迎時間を調整
- オンライン資格認証により病院に到着後、そのまま待合室へ。
- 待ち時間少なく受診
- 受診後の会計は自動決済により待ち時間なく帰宅

施策1

MaaSを利用した通院の移動サポートと日用品の調達

朝と夕は児童の送迎
 昼は人の移動・荷物運搬

- タクシーだけでなく、自動車教習所のバスやスクールバス等、時間帯による遊休資産を活用し
- 定期路線外の移動のサポートや日用品の調達を行う
- 健康指導や栄養指導、運動講座が開催
- （以前は病院で同じ疾患を持つ知人と交流）薬局や公民館等で交流、患者間の疾患の情報共有や薬剤師から健康アドバイスを受ける
- 帰宅時にスーパーへ立ち寄り、下関食材を用いた健康な食事を購入
- 購入内容は薬局等サービスにて健康判定
- 定期的な日用品はMaaSにより配達
- 下関ならではの食材を用いた健康的な食品を開発
- 地元市民の健康改善
- ECによる市外への販売

教育・人材育成 -将来施策イメージ-

平等・オープンかつ高水準の教育環境の実現に加え、家族・地域を巻き込んだ情報共有/交流の円滑化を通じ、地域への愛着を育む

学校・地域・産業連携による“魅力的な学び場作り”を通じ、高度人材育成や市民リカレントの土壌を耕し人材の市内定着&産業活性化を実現

【家庭とのつながり】

コミュニケーションのデジタル化により、学校から家庭へのパーソナライズされた情報提供・双方向コミュニケーションを促進

【教育環境・内容】

遠隔教育の実施、個人の学力にあった教材・サポートの提供により、平等・オープンかつ高水準の教育を提供

【高度専門人材育成】

域内外大学・産業界連携により、データ利活用による課題解決に必要なビジネスパーソンとデータサイエンティストを育成

【市民のリカレント】

大学間連携による幅広い市民ニーズに対応した生涯学習講座の提供と学びを自分と地域に還元する場の整備

【教員育成】

データに基づく指導や教職員ノウハウのデータによる可視化・蓄積共有を通じ、市全体の指導の品質を向上



産業・中小企業 -将来施策イメージ-

地域企業間・産学間のシェアリング体制の形成を通じたソフト面&ハード面のシェア推進により、生産性向上・人材育成による個社の体力向上を実現し、将来的な自社事業の推進・拡大、地域全体の産業誘致の土壌を築く

- ソフト面：高度人材の育成・獲得/社員のリカレント、デジタルソリューション機能
- ハード面：労働力、施設/設備のシェア

【人材リソースの強化】

ポータルを介しインターンシップや求人等の人材マッチング・単純作業労働者のシェアリングを実現

【生産性向上】

協議会参画企業を対象に、スキルや生産性を向上するための各種ツールをシェア。利用サービスに応じて企業間で導入/利用費を分担し、各社の生産性向上を確実に推進

企業間共通事務のアウトソーシングにより生産性を向上

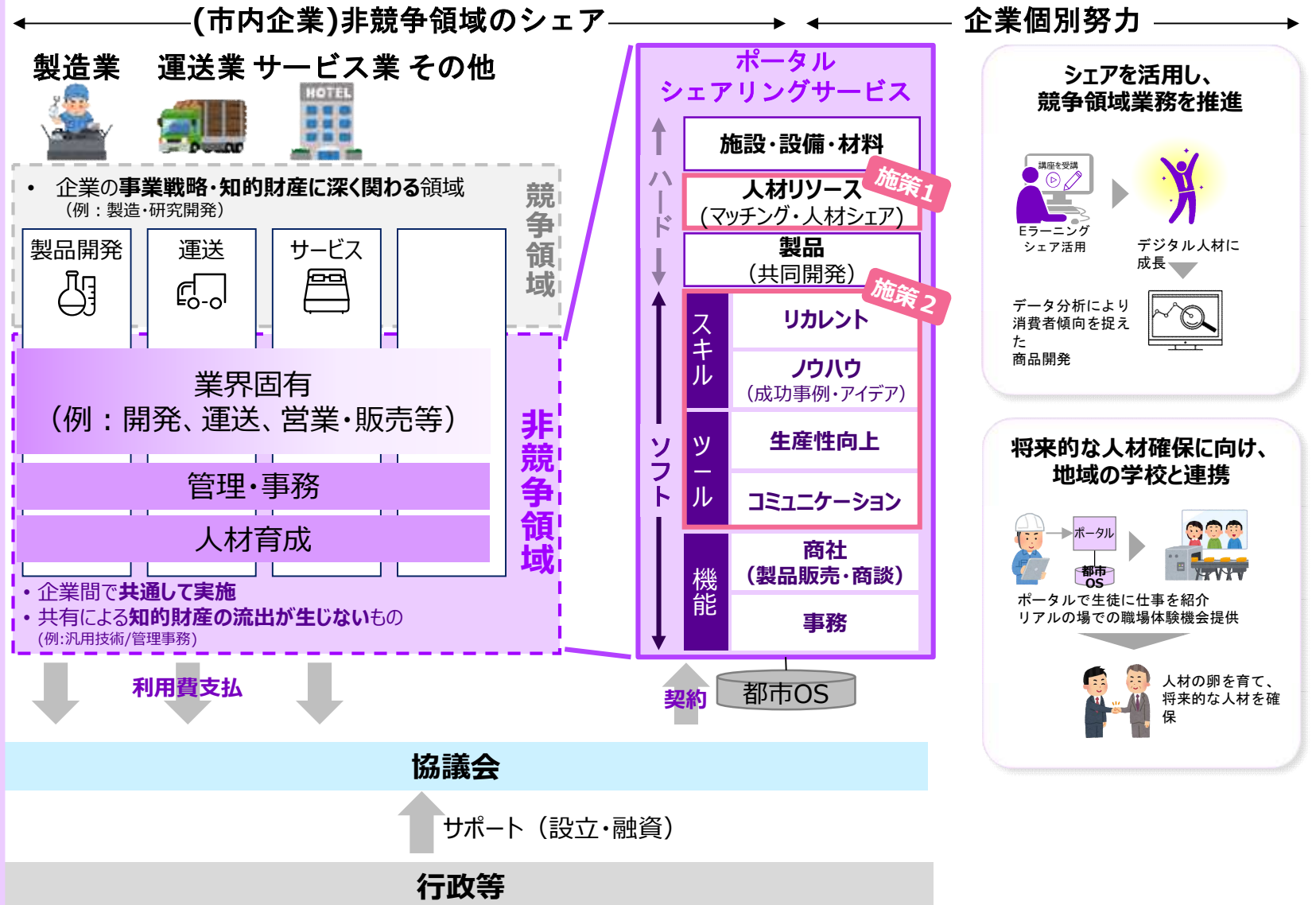
【物流】

ポータル上での空きトラックや配送サービスのシェアリングによるコスト削減

【ブランディング・広報】

産官学連携で世間・市民ニーズを踏まえた特産品/サービスの共同開発による下関ブランドを強化し、ポータルを活用した商品販売により販路を拡大

協議会内企業での非競争領域のシェア活用&自助努力により、自社事業を推進



シェアを活用し、競争領域業務を推進

講座を受講
Eラーニング
シェア活用

デジタル人材に成長

データ分析により
消費者傾向を捉えた
商品開発

将来的な人材確保に向け、地域の学校と連携

ポータル

都市OS

ポータルで生徒に仕事を紹介
リアルでの職場体験機会提供

人材の卵を育て、将来的な人材を確保

観光・長期滞在 -将来施策イメージ-

旅マエ

旅ナカ

旅アト

地域のひと・コンテンツ・データを繋ぎ・管理するデジタルDMO体制を土台に、下関の強み・魅力を活かしたコンテンツ作りをユーザ目線で磨き・発信することで誘客数増や消費拡大を図る

他分野との連携強化を通じ、訪問客の滞在満足度及び住民QoLの向上の両者を実現

【“ユーザーズ”×“下関ならではの魅力”でコンテンツを磨き上げ・創出・発信】

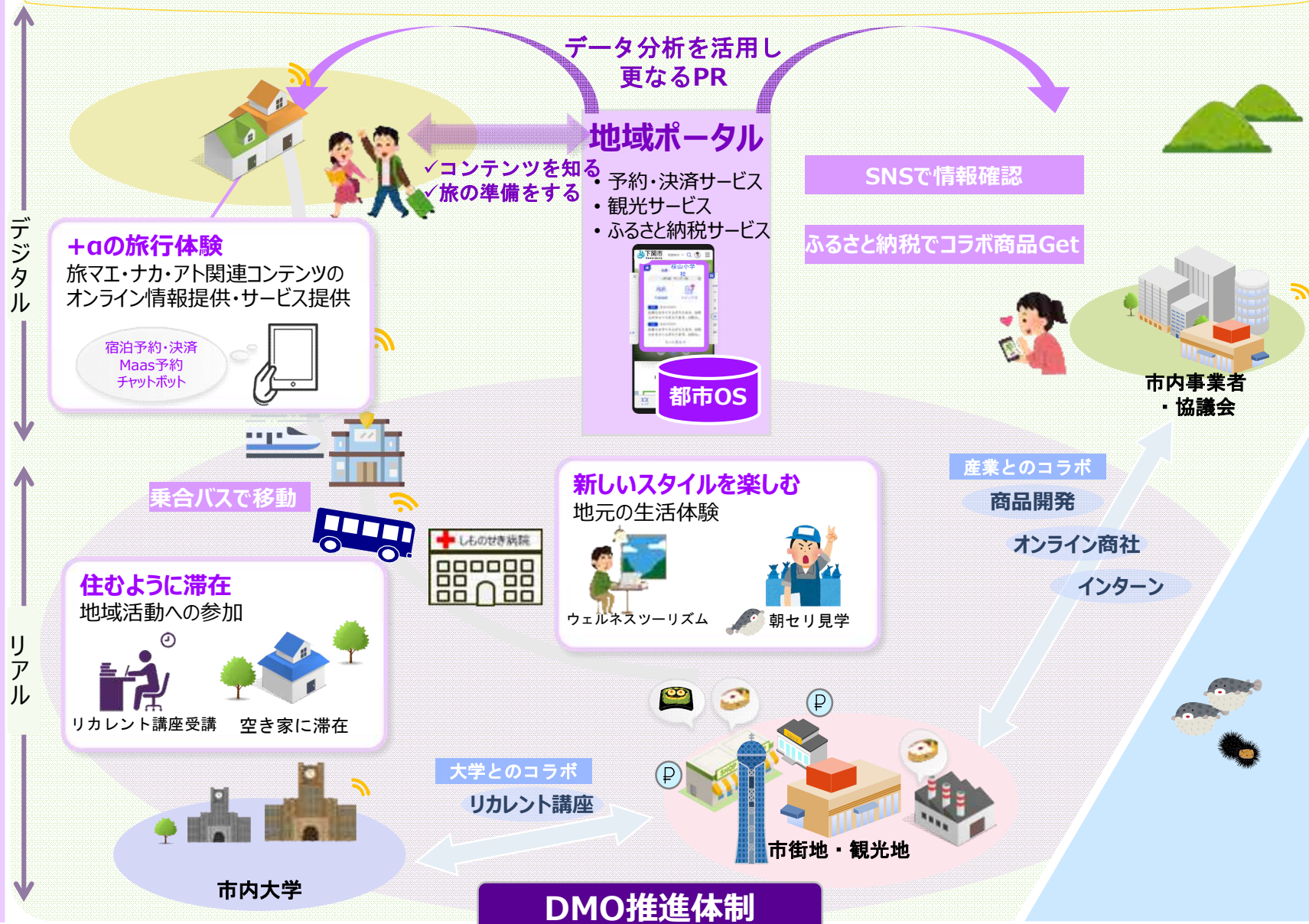
ユーザーズやトレンドを捉えた適切なコンテンツ開発
旅マエ・旅ナカ・旅アトの各シーンにおける下関市の魅力の配信

【DMO体制を整備し、デジタルを用いたプロモーションを展開する】

地域の観光に関わるひとや観光コンテンツ、データを繋ぎ・管理する体制の構築
分野を跨いだコンテンツプロモーションを検討できる人材の育成

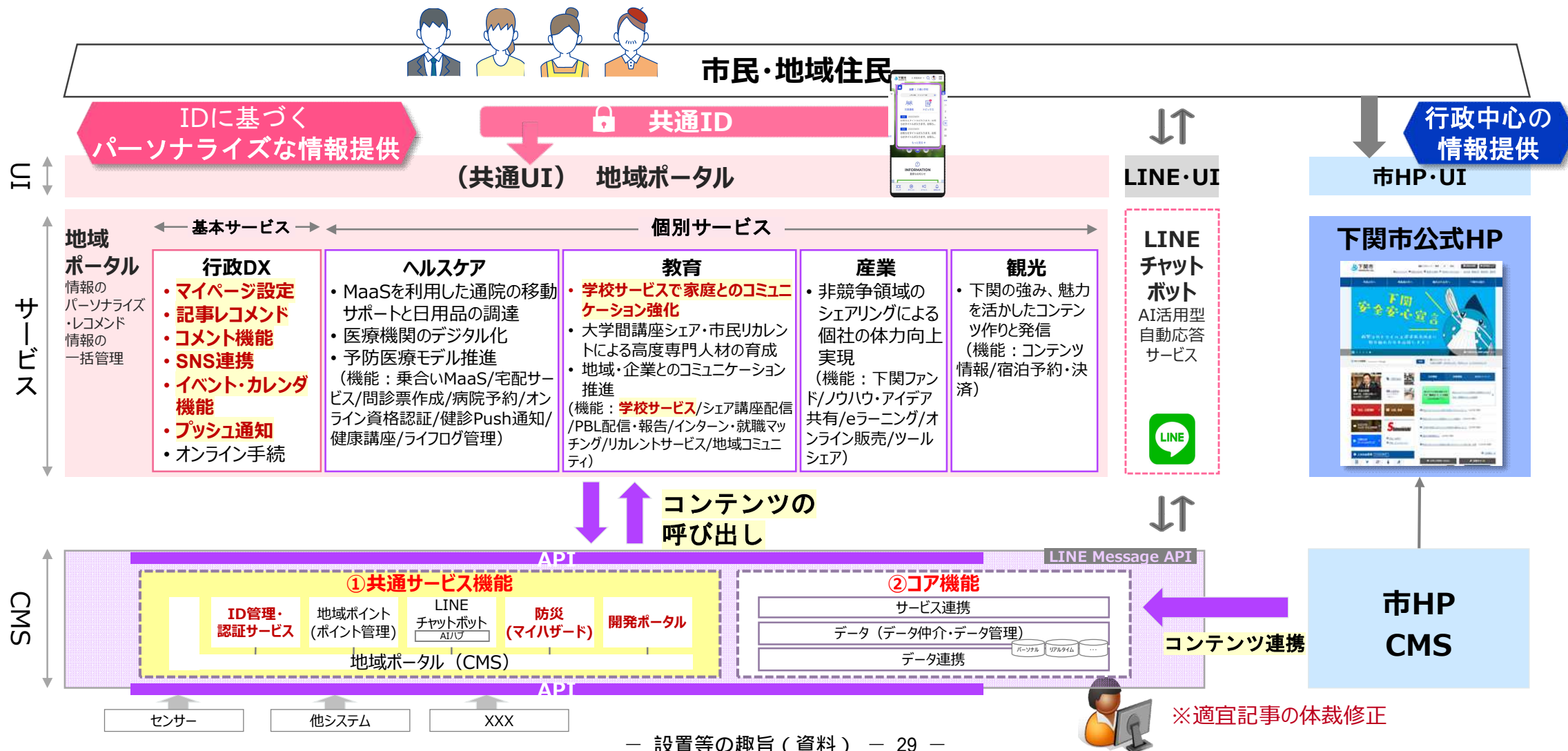
【他分野連携による更なる関係人口創出】

ワーケーション推進や人材シェアリングの誘致と空き家など既存施設利用による長期滞在促進
他分野と連携した下関ならではの製品づくりとPRや、ワーケーションや人材シェアリング、などいままでの旅行にとどまらない新しい訪問客の誘致



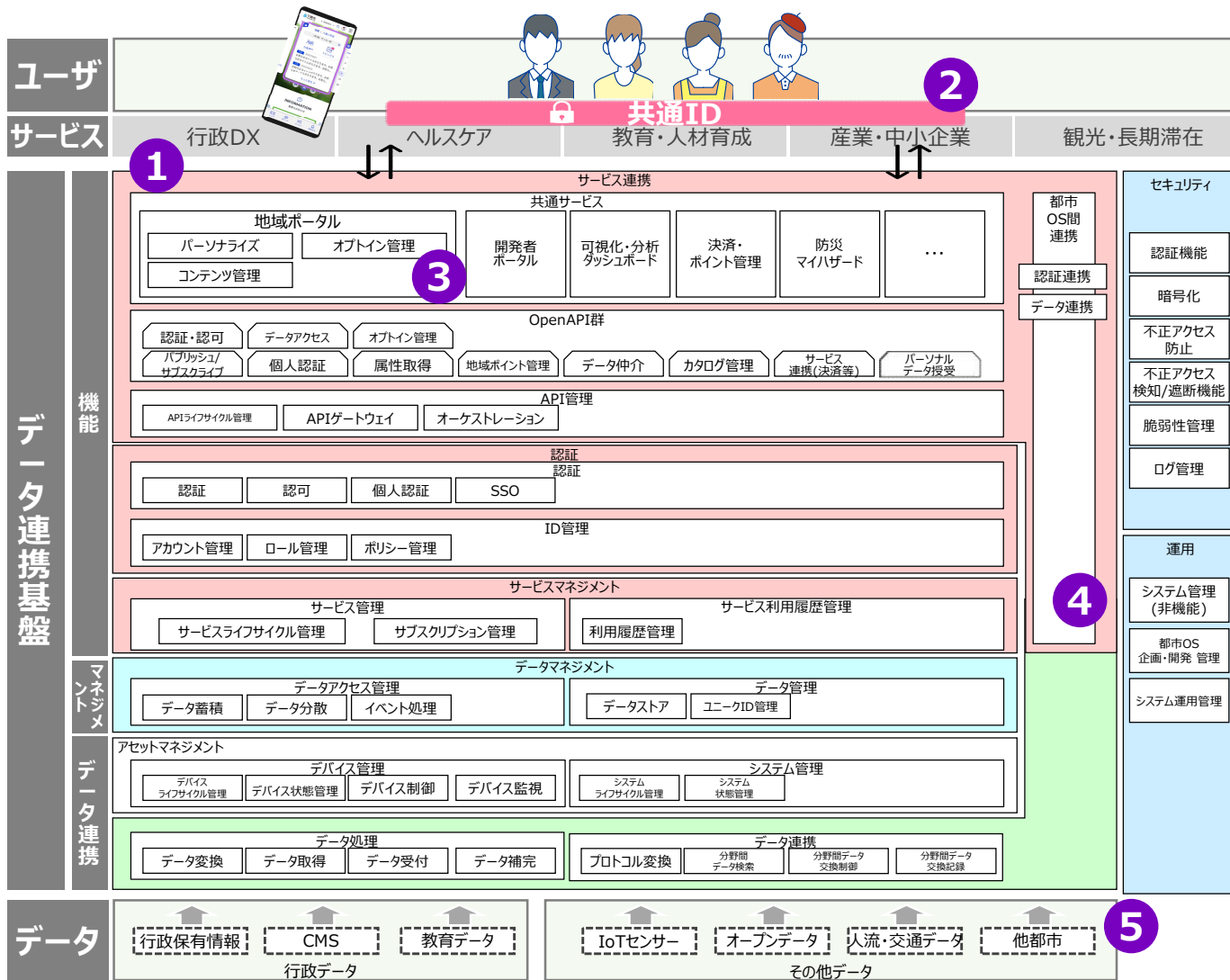
データ連携基盤（都市OS）の全体像

都市OSとして具備すべき機能検討については、本市が目指すスマートシティ像を支える主要施策の検討結果等を踏まえ最終化することが重要。



データ連携基盤(都市OS)の全体像・詳細機能

内閣府・SIP事業で規定するスマートシティリファレンスアーキテクチャにおける8つの要素に基づき、本市における個別機能を以下のように整理。なお、構築・優先着手する範囲については本市の実現したい施策サービスに従い選定していくことが必要。

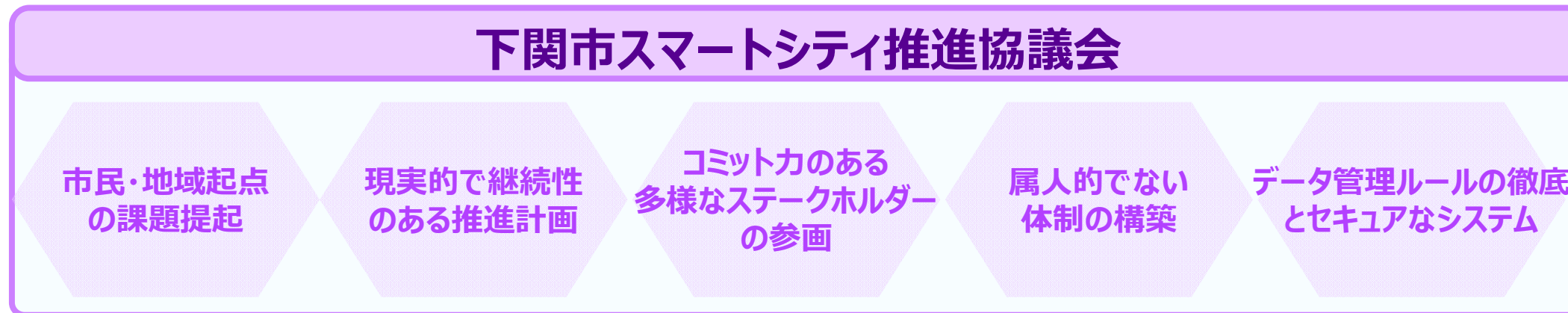


- 1 柔軟なサービス間連携**
 市民向けの多様なサービスがデータ連携基盤を通じて連携・運用。市民の利便性を向上
 (サービス間のデータが連携され、適切なレコメンドを実現するなど)
- 2 ワンストップID認証**
 マイナンバーやソーシャルIDを活用した認証機能を整備。市民・管理者ともに権限管理をしたアクセス制御
- 3 オプトイン管理**
 個人情報提供有無を管理し、市民はポータルサイトからいつでも設定を変更できる
- 4 都市間連携**
 リファレンスアーキテクチャに定める標準APIを整備することで、都市間のサービス・データの連携を実現
- 5 多様なデータの連携**
 下関市保有データ(行政データ)や街から収集されるデータなどを適宜連携

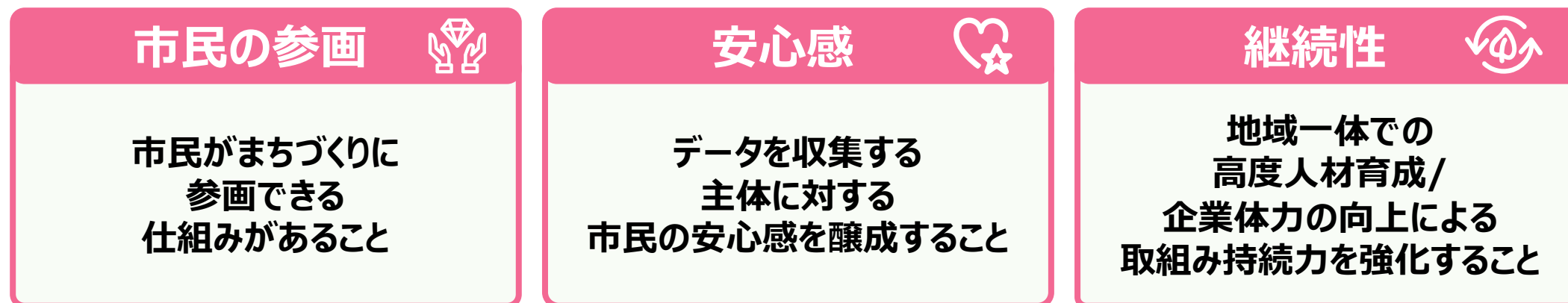
※構築範囲は要検討

スマートシティ推進体制の必要性

スマートシティでは、『ひと』目線に立脚し、まちの在り方を様々なステークホルダーが共に考え・共創していくことがポイント。
市民が安心してデータ提供できる環境を整備し、市民参画及び産学官の横連携を促進し、地域一体での人材育成・経済力の向上を通じ、地域課題の継承・魅力向上の実現に向けた持続可能な取り組みを推進。

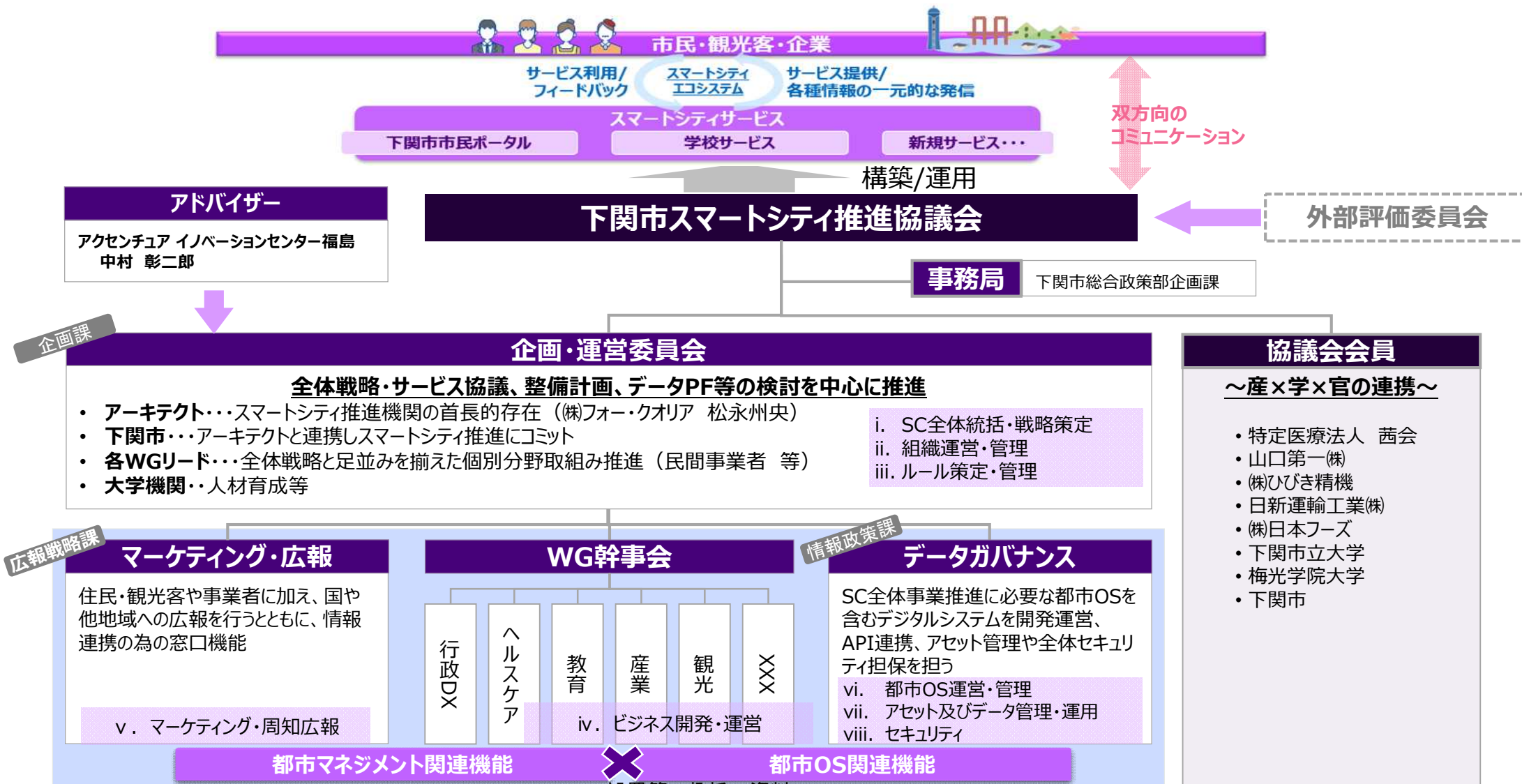


スマートシティ推進体制に不可欠な要素



下関市スマートシティ推進協議会

産学官連携のもと、全体ビジョンやルール整備等を行う「**企画・運営委員会**」をはじめ、出資者の獲得や利用者増等を狙う「**広報組織**」、各取組分野の検討・実推進を担う「**個別WG**」、及び**データガバナンス**を担う組織を設けることが必要。



2025年までのロードマップ

2021年度以降は小規模な体制で小さな成功を積み重ね、まず推進の基礎を固める。市民にとって役立つサービスを矢継ぎ早に提供。産学官の連携を着実に進めるとともに、利便性の高いサービス提供により市民の参画を促し、柔軟性をもって共に創っていく。



下関市立大学、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社データ・キュービック及び株式会社 YMFG ZONE プラニングとの地域人材育成に係る包括連携に関する協定書

下関市立大学、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社データ・キュービック及び株式会社 YMFG ZONE プラニングは、地域の発展のためデータ・サイエンス分野の優秀な学生の育成に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下関市立大学が総合大学化により、下関市スマートシティ推進事業に掲げる高度専門人材の育成を担う中、特にデータ・サイエンス分野における人材育成において、当事者が相互に包括的に連携・協力した取組等を行うことにより、もって地域の発展に資することを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 当事者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 山口フィナンシャルグループが保有する個人・法人の金融データを研究テーマの題材とした共同研究
- (2) 下関市立大学と山口フィナンシャルグループ及び関連会社等との人的交流
- (3) 学生のインターンシップ、PBLなどの実施
- (4) その他奨学金支援等、データ・サイエンス分野の優秀な人材確保・育成に関すること

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、当事者いずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(情報保護)

第4条 当事者は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方

から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(協議)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、当事者が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度当事者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、当事者記名の上、各々1通を保有する。

2022年10月14日

山口県下関市大学町二丁目1番1号
下関市立大学

学長

齋 昌完

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社山口フィナンシャルグループ

代表取締役社長グループ CEO

棕梨 敬介

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社データ・キュービック

代表取締役

原田 祐幸

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社 YMFG ZONE プラニング

代表取締役

藏里 嘉伸

下関商工会議所と下関市立大学の包括連携に関する協定書

下関商工会議所（以下「甲」という。）と下関市立大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下関市立大学が総合大学化により、下関市スマートシティ推進事業に掲げる高度専門人材の育成を担う中、特にデータ・サイエンス分野における人材育成において、甲と乙が相互に包括的に連携・協力した取組等を行うことにより、もって地域の発展に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について人的資源、ネットワーク等を有効活用し、連携・協力するものとする。

- (1) 教育及び人材育成に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 地域課題の解決に関すること。
- (4) 産業力の強化に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからでも、この協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

2023年2月14日

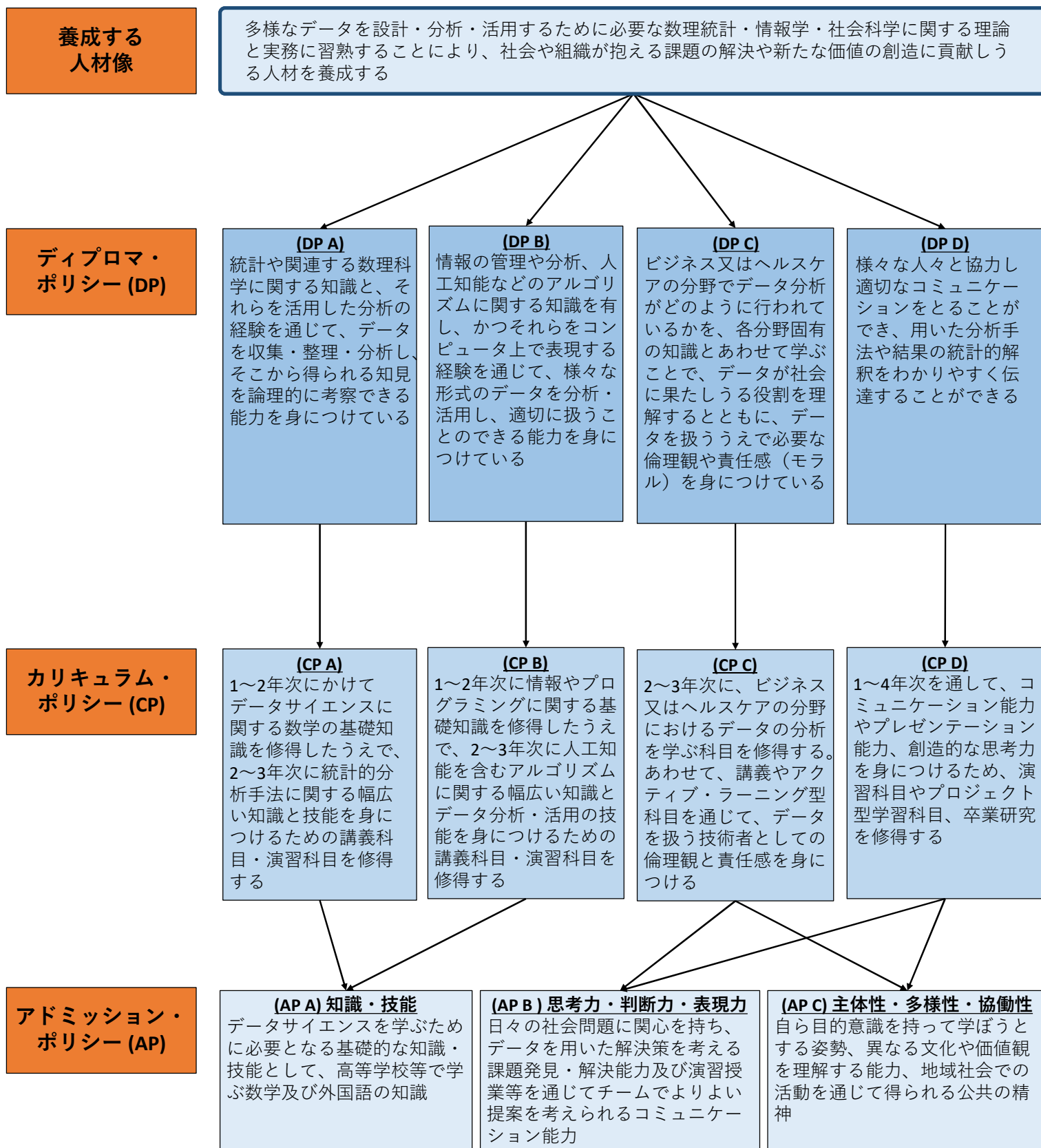
甲 下関市南部町21番19号
下関商工会議所

会頭 川上康男

乙 下関市大学町二丁目1番1号
下関市立大学

学長 韓昌完

養成する人材像及び3つのポリシーの相関



カリキュラムマップ

区分	主要授業科目	科目名	配当年次	ディプロマポリシー					
				A	B	C	D		
基盤教育		外国語					◎		
		情報・数理			◎				
		初年次教育					◎		
教養教育		リベラルアーツ					◎		
		下関学					◎		
		キャリア教育					◎		
		外国研修					◎		
専門基礎	数学・情報基礎		情報社会及び情報倫理	1前			◎		
			数学基礎	1前	◎				
			DSプログラミング入門	1後		◎			
			情報学概論	1後		◎			
		●	線形代数学	1後	◎				
			確率論	1後	◎				
			データベース	2前		◎			
		●	解析学	2前	◎				
		●	数理統計学	2前	◎				
			幾何学	2後	◎				
		●	アルゴリズム論	2後		◎			
			ネットワーク技術論	2後		◎			
		DS入門・基礎	●	データサイエンス入門	1前	◎	○		
			●	データサイエンス入門演習	1後	◎	○		○
●	データサイエンス基礎		2前	◎	○				
	情報と職業		2後			◎	○		
●	データサイエンス演習		2後	◎	○		○		

区分	主要授業科目	科目名	配当年次	ディプロマポリシー			
				A	B	C	D
データ分析活用	●	回帰分析	2前	◎	○		
	●	定量的データ解析	2後	◎	○		
		データハンドリング	2後		◎		
	●	カテゴリーカルデータ解析	2後	◎	○		
	●	人工知能概論	2後		◎		
		時系列解析	2後	◎			
		表データ数理解析	2後	◎			
		ベイズ統計学	2後	◎			
	●	定量的データ解析演習	3前	◎	○		○
		機械学習	3前		◎		
		統計的モデリング	3前	◎	○		
		統計的社会調査法	3前	◎		○	
	●	データマイニング	3前		◎		
		表データ数理解析演習	3前	◎			○
		デジタル信号処理技術	3前		◎		
	●	カテゴリーカルデータ解析演習	3前	◎	○		○
		パターン認識	3後		◎		
		テキストマイニング	3後		◎		
		統計的社会調査法演習	3後	◎		○	○
		社会ネットワーク分析	3後		◎	○	
●	データ分析演習	3後		◎		○	
演習・卒業研究		コロキウムⅠ	1後				◎
		研究倫理	2前			◎	
	●	DSプロジェクト	3通			○	◎
		コロキウムⅡ	3後				◎
		卒業研究	4通				◎

区分	主要授業科目	科目名	配当年次	ディプロマポリシー			
				A	B	C	D
専門応用	ビジネスデータサイエンス	● 経営情報概論	2前			◎	
		情報システム論	2後		◎	○	
		経営情報システム論	2後			◎	
		E-コマース論	3前			◎	
		オペレーションズリサーチ	3前			◎	
		マーケティング・リサーチ	3前			◎	
		数理最適化	3後	○		◎	
		ビジネスデータ分析	3後	○		◎	
	ヘルスデータサイエンス	● 保健医療学概論	2前			◎	
		疫学・公衆衛生学概論	2後			◎	
		遺伝学概論	3前			◎	
		感性データ処理	3前		○	◎	
		薬理学概論	3前			◎	
		臨床研究概論	3後			◎	
バイオインフォマティクス		3後			◎		
医療健康情報学		3後			◎		
生物統計学	3後	○		◎			

		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後
基盤教養・教養教育		基盤教養・教養教育							
専門基礎	数学・情報基礎	数学基礎 情報社会及び情報倫理	線形代数学 確率論 情報学概論 DSプログラミング入門	解析学 数理統計学 データベース	幾何学 ネットワーク技術論 アルゴリズム論				
	DS入門・基礎	データサイエンス入門	データサイエンス入門演習	データサイエンス基礎	データサイエンス演習 情報と職業				
	データ分析活用			回帰分析	定量的データ解析 ベイズ統計学 カテゴリカルデータ解析 表データ数理解析 データハンドリング 人工知能概論 時系列解析	定量的データ解析演習 統計的モデリング カテゴリカルデータ解析演習 表データ数理解析演習 データマイニング 機械学習 デジタル信号処理技術 統計的社会調査法	データ分析演習 テキストマイニング パターン認識 社会ネットワーク分析 統計的社会調査法演習		
	演習・卒業研究		コロキウムⅠ	研究倫理		DSプロジェクト	DSプロジェクト コロキウムⅡ	卒業研究	卒業研究
専門応用	ビジネスデータサイエンス			経営情報概論	情報システム論 経営情報システム論	E-コマース論 オペレーションズリサーチ マーケティング・リサーチ	数理最適化 ビジネスデータ分析		
	ヘルスデータサイエンス			保健医療学概論	疫学・公衆衛生学概論	遺伝学概論 薬理学概論 感性データ処理	医療健康情報学 バイオインフォマティクス 臨床研究概論 生物統計学		

赤：必修科目

ビジネスデータサイエンス分野		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後	単位数
基礎教養	外国語	2◎ 英語1a 2◎ 英語1b	2◎ 英語1c 2◎ 英語1d							11
	情報・数理 初年次教育	1○ アカデミックリテラシー	2○ 基礎演習							
教養教育	リベラル アーツ	人文科学	2 文学							17
		社会科学	2 経営学	2 経済学						
		自然科学	2 自然の法則							
		生命・健康科学	1 スポーツ実践A							
	人権・共生	2 日本国憲法		2 ダイバーシティ						
下関学	2 下関の産業とみらい									
キャリア教育	2 キャリアデザインB									
専門基礎	数学・情報基礎	2 情報社会及び情報倫理 2◎ 数学基礎	2◎ DSプログラミング入門 2◎ 線形代数学 2 情報学概論 2 確率論	2◎ 数理統計学 2 データベース 2◎ 解析学	2◎ アルゴリズム論 2 幾何学 2 ネットワーク技術論					124
	DS入門・基礎	2◎ データサイエンス入門	2◎ データサイエンス入門演習	2◎ データサイエンス基礎	2◎ データサイエンス演習 2◎ 情報と職業					
	データ分析活用			2◎ 回帰分析	2 データハンドリング 2◎ 人工知能概論 2◎ 定量的データ解析 2 ベイズ統計学 2◎ カテゴリカルデータ解析	2◎ カテゴリカルデータ解析演習 2 機械学習 2◎ データマイニング 2 統計的社会調査法 2◎ 定量的データ解析演習	2◎ データ分析演習 2 社会ネットワーク分析 2 統計的社会調査法演習 2 テキストマイニング			96
	演習・卒業研究		2◎ コロキアムⅠ	2◎ 研究倫理		2◎ DSプロジェクト 2◎ コロキアムⅡ	2◎ データ分析演習 2 社会ネットワーク分析 2 統計的社会調査法演習 2 テキストマイニング	2◎ 卒業研究	2◎ 卒業研究	
専門応用	ビジネスデータサイエンス			2◎ 経営情報概論	2 経営情報システム論	2 E-コマース論 2 オペレーションズリサーチ 2 マーケティング・リサーチ	2 ビジネスデータ分析 2 数理最適化			
	ヘルスデータサイエンス			2◎ 保健医療学概論		2 感性データ処理				
学期別単位数		22	22	18	22	20	16	2	2	
合計単位数										124

1セメスター22単位まで ◎ 必修科目
○ 履修を要する科目

ヘルスデータサイエンス分野		1前	1後	2前	2後	3前	3後	4前	4後	単位数		
基礎教養	外国語	2◎ 英語1a 2◎ 英語1b	2◎ 英語1c 2◎ 英語1d							11		
	情報・数理											
	初年次教育	1○ アカデミックリテラシー	2○ 基礎演習									
教養教育	リベラル アーツ	人文科学	2 文学							17		
		社会科学	2 経営学	2 経済学								
		自然科学	2 自然の法則									
		生命・健康科学	1 スポーツ実践A									
	人権・共生	2 日本国憲法		2 ダイバーシティ								
下関学	2 下関の産業とみらい											
キャリア教育		2 キャリアデザインB										
専門基礎	数学・情報基礎	2 情報社会及び情報倫理 2◎ 数学基礎	2◎ DSプログラミング入門 2◎ 線形代数学 2 情報学概論 2 確率論	2◎ 数理統計学 2 データベース 2◎ 解析学	2◎ アルゴリズム論					96	124	
	DS入門・基礎	2◎ データサイエンス入門	2◎ データサイエンス入門演習	2◎ データサイエンス基礎	2◎ データサイエンス演習 2◎ 情報と職業							
	データ分析活用			2◎ 回帰分析	2 ベイズ統計学 2◎ 定量的データ解析 2◎ 人工知能概論 2 データハンドリング 2◎ カテゴリカルデータ解析	2 統計的モデリング 2 統計的社会調査法 2◎ データマイニング 2 機械学習 2◎ カテゴリカルデータ解析演習 2◎ 定量的データ解析演習	2◎ データ分析演習 2 統計的社会調査法演習 2 テキストマイニング 2 社会ネットワーク分析					
	演習・卒業研究		2◎ コロキアムⅠ	2◎ 研究倫理		2◎ DSプロジェクト 2◎ DSプロジェクト 2◎ コロキアムⅡ	2◎ データ分析演習 2 統計的社会調査法演習 2 テキストマイニング 2 社会ネットワーク分析	2◎ 卒業研究 2◎ 卒業研究				
専門応用	ビジネスデータサイエンス			2◎ 経営情報概論		2 マーケティング・リサーチ						
	ヘルスデータサイエンス			2◎ 保健医療学概論	2 疫学・公衆衛生学概論	2 薬理学概論 2 遺伝学概論	2 臨床研究概論 2 バイオインフォマティクス 2 生物統計学 2 医療健康情報学					
学期別単位数		22	22	18	18	20	20	2	2			
合計単位数											124	

1セメスター22単位まで ◎ 必修科目
○ 履修を要する科目

2022.1.4

2022年度の授業実施方針について

(1) 授業の実施方法について

2022年度は、2021年度に引き続き原則として対面授業を実施します。ただし、「3密」の状態を防ぐため、履修者の多い授業や時間割調整のうえ教室の割振りが困難な場合は、オンラインによる遠隔授業（オンデマンド型）を実施します。

対面授業への参加が困難と判断される場合（来日できない留学生、学生本人に基礎疾患がある等）は、オンラインによる遠隔授業を受講できるようにご配慮ください。

また、新型コロナウイルス感染の状況により、すべての授業を遠隔授業に変更する場合があります。そのため、対面授業を実施する場合は、いつでも遠隔授業に切り替えることができるよう、あらかじめご準備くださいますようお願いいたします。

○…準備が必要 ×…準備は不要

履修者や教室の状況など	対面授業の準備	遠隔授業の準備	
		同時双方向型	オンデマンド型
① 履修者が <u>250名以上</u> の場合	×	×	○
② 時間割調整の結果、適当な教室が準備できない場合	×	×	○
③ ①または②に該当しないが、対面授業に参加できない学生が履修する場合 【対面授業かつ遠隔授業の対応】	○	○ ご都合の良い方法でご準備ください (一例) Zoomで同時配信等	○ (一例) 録画して配信等
④ ①から③までに該当しない場合 【原則は対面授業】	○	○	○ コロナウイルスの感染状況により遠隔授業に切り替わる可能性があるため、ご都合の良い方法でご準備ください。

(2) 授業の実施に関するお願い

- オンデマンド型授業を実施する場合は、動画又は音声をつけて資料を配信することとし、資料の提示のみは原則不可とします。
- 対面・遠隔授業ともに、Googleclassroom の開設をお願いします。
 (対面) 休講や急遽遠隔授業を実施することとなった際の連絡手段とするため
 (遠隔) 質問の機会確保、学生への資料配布や課題提出等の方法を一元化するため
- 開設された Googleclassroom では、学生が先生方へ連絡する際のメールアドレス(×××@eco.shimonoseki-cu.ac.jp)を必ず公開するようお願いいたします。

以上

下関市立大学入学選抜に関する規程

令和3年3月23日

規程第32号

下関市立大学入学選抜に関する規程（平成19年規程第63号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する入学選抜の種類その他の入学選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学選抜の種類）

第2条 本学において実施する入学選抜は、一般選抜試験、学校推薦型選抜試験、特別選抜試験、外国人留学生選抜試験及び第3年次編入学試験とする。

（募集人員）

第3条 前条に定める各入学選抜の募集人員は、別に定める。

2 外国人留学生選抜試験の募集人員は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第3条第3項に規定する定員に含めないこととする。

（募集要項）

第4条 第2条に規定する入学選抜の募集要項は、次条から第7条までに規定する事項について決定した後に公表するものとする。

（受験資格及び出願要件）

第5条 第2条に規定する入学選抜を受験できる者は、各入学選抜に定められた受験資格及び出願要件を満たす者とする。

2 各入学選抜の受験資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般選抜試験、学校推薦型選抜試験及び特別選抜試験 学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(2) 外国人留学生選抜試験 日本国籍を有しない者（日本国の永住許可を得ていない者に限る。）で、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(3) 第3年次編入学試験 学則第23条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

2 各入学選抜の出願要件は、別に定める。

（試験の実施）

第6条 各入学選抜の実施期日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

2 第2条に規定する入学選抜を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び

出願書類に加え、前条に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

- 3 第2条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、各入学者選抜に定められた出願受付期間内に公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号）に定める入学検定料を納めなければならない。

（選抜方法及び合否判定）

第7条 各入学者選抜の内容及び配点については、別に定める。

- 2 入学者選抜の評価方法は、当該年度に実施される各入学者選抜の結果による総合評価とする。

- 3 各入学者選抜の合否判定については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学の求める教員像

令和3年3月18日
学 長 裁 定

下関市立大学（以下「本学」という。）は、3つの理念「教育と研究の一体性に基づく新たな知の創造」、「東アジアを中心に広く世界に目を向けた教育と研究」、「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」を掲げている。この3つの理念にもとづいて行われる本学の教育と研究は、「バランスのとれた教養豊かな高度職業人を養成すること」、「地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的としている。

本学は、高等教育機関として、これら3つの理念のもとに2つの目的を達成することによって、地域住民のみならず、日本国民及び世界中の人々から支持される高等教育を推進する。そのために本学は、以下のような教員像を求める。

（高い倫理観）

1. 大学人として高い倫理観を有し、常に学術文化の振興に邁進するとともに、大学の運営において自らの使命を自覚し、多様性を認め合い協働しながら意欲的にその発展に貢献する教員

（優れた教育力）

2. 社会の発展に貢献し得る人材を育成するために優れた教育力を発揮し、常に教育方法、内容等の不断の点検と向上や適正な授業運営と公正な成績評価に傾注し、教育者としての資質の向上を志向する教員

（高い研究実績）

3. 優れた教育力を獲得するために、高い研究実績を有するか、その獲得へ向けて常に高度で独創的な研究の推進を希求する教員

（高い発信能力）

4. 国内外に向けて教育成果、研究成果に関する高い発信能力を有し、高等教育機関としての存在意義を高めることができる教員

（外部環境変化への柔軟な対応力と貢献力）

5. 社会経済情勢、技術進歩、グローバル化等、高等教育を取り巻く外部環境の変化に柔軟に対応しながら、教育研究を実践するとともに、その成果を社会に還元すべく専心努力する教員

下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針

令和3年3月18日

学 長 裁 定

教員組織の編成に関する基本方針

1. 下関市立大学（以下「本学」という。）は、その求める教員像に示す教員を積極的に登用する。
2. 本学は、その理念と目的を達成するために、教育組織において学問領域、職位構成、年齢構成、実務経験等における適切なバランスを維持しながら教員組織を編成する。
3. 本学は、年齢、性別、国籍等のダイバーシティの確保に配慮しながら教員組織を編成する。

公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）

平成 19 年 4 月 1 日

規 則 第 3 号

最終改正

令和 5 年 1 月 25 日規則第 1 号

（目的）

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）

第 89 条の規定により、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の種類及び定義）

第 2 条 法人の職員の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 専任職員 法人に常時勤務する職員で、有期雇用職員、臨時職員及び再雇用職員以外のもの

(2) 有期雇用職員 法人に常時勤務する職員で、期間を定めて雇用するもの

(3) 臨時職員 業務上の臨時の必要により雇用される職員で、法人に常時勤務することを要しないもの

(4) 再雇用職員 法人に常時勤務する職員で、第 60 条の規定により雇用されるもの

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 法人職員のうち、主として教育及び研究に従事する専任職員をいう。

(2) 事務職員 法人職員のうち、主として事務に従事する専任職員をいう。

(3) 職員 前 2 号にそれぞれ定める教員及び事務職員をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規則は、専任職員に適用する。

2 有期雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）又は公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則（平成 21 年規則第 8 号）に、臨時職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成 19 年規則第 5 号）に、再雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学再雇用職員

就業規則（令和元年規則第7号）にそれぞれ定めるところによる。

（中略）

（異動）

第41条 理事長は、職員に対し、業務上の必要により、配置換、兼務及び出向を命
じることができる。

2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

3 職員の出向については、公立大学法人下関市立大学職員出向規程（平成19年規
程第29号）の定めるところによる。

（クロスアポイントメントの適用）

第41条の2 職員は、法人と他機関との協定に基づき、クロスアポイントメントの
適用を受けることがある。

2 クロスアポイントメントの取扱いについては、公立大学法人下関市立大学クロス
アポイントメントの適用及び手続に関する規程（令和5年規程第2号）の定めると
ころによる。

（中略）

（定年）

第51条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。ただし、教員が満60歳を超え
て退職する場合は、当該年齢を定年とみなす。

(1) 教員 満65歳

(2) 事務職員 満60歳

以下略

下関市立大学特命教員に関する規則

令和2年6月26日

規則第9号

改正 令和4年10月26日規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市立大学（以下「本学」という。）が教育、研究、地域貢献等を推進する上で特に必要と認める者で、給与、勤務等の労働条件について特例の扱いをすることを条件として採用する教員（以下「特命教員」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 特命教員制度は、特命教員が教育、研究、地域貢献等に従事することにより、本学の教育、研究、地域貢献活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的とする。

（職名）

第3条 特命教員の職名は、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特命助手とする。

2 特命教員については、学長の定めるところにより、特別招聘、招聘等の名称、プロジェクトの名称等を職名に付することができる。

（資格）

第4条 特命教員となることのできる者は、下関市立大学教員採用選考規程（令和2年規程第45号）第4条から第6条の3までの規定に準ずるものとする。

（就業規則の一部適用）

第5条 この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成19年規則第4号）の適用を受ける職員とみなし、同規則の規定（同規則第2条、第6条、第6条の2、第47条から第68条の3まで及び第92条の規定を除く。）及びこれに基づく諸規程等を適用するものとする。

（選考及び採用方法）

第6条 学長は、特命教員を採用する必要があると認め、その採用候補者を決定した場合は、理事会に当該採用候補者の採用について承認を求める。

2 学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該採用を申し出る。

3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該採用を行うものとする。

4 学長は、第1項の規定による採用の決定をする際に、教員人事評価委員会に資格及び業績の審査を付託することができる。

（選考基準）

第7条 特命教員の選考は、別に定める教員採用業績評価基準又は実務家教員採用業績評価基準に基づいて行うものとする。

(雇用期間)

第8条 特命教員の雇用期間は、学長の申出に基づき3年を超えない範囲で、個別に理事長が定める。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による雇用期間終了後、更に2年を限度として更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えて採用された特命教員の更新の限度について、学長が特に必要と認めた場合は、満75歳を上限としてこれを更新することができる。

(期間の定めのない雇用となった特命教員の定年退職の日)

第9条 期間の定めのない雇用となった特命教員の定年は、満75歳とし、定年に達した日以降最初の3月31日をもって退職とする。

(給与)

第10条 特命教員の給与は、基本年俸及び各種手当とし次の各号のとおりとする。

(1) 特命教員の基本年俸は、職務内容、経験、能力等を勘案し、予算の範囲内で、理事長がこれを決定する。

(2) 前項の規定による基本年俸は、原則として1年ごとに改定することができる。

(3) 基本年俸は、その12分の1の額を給料として毎月支給する。

(4) 各種手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。

2 特命教員の給与の支給等に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則の規定を適用する。

(退職手当)

第11条 特命教員には、退職手当は支給しない。

(その他)

第12条 この規則により難い場合は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月26日から施行する。

(新学部等の設置に伴う特例)

2 新たに学部又は研究科を設置することに伴い採用する特命教員の雇用期間については、第8条及び第9条の規定にかかわらず、当該新たに設置する学部又は研究科の完成年度の末日までとする。

附 則 (令和4年10月26日規則第7号)

この規則は、令和4年10月26日から施行する。

公立大学法人下関市立大学職員倫理規程

平成19年4月1日

規程第26号

改正 令和3年4月1日規程第51号

（目的）

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する市民等の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「職員」とは、法人に勤務する全ての職員をいう。

2 この規程において「学長等」とは、学長及び事務局長をいう。

3 この規程において「管理職員」とは、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成19年規程第34号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する職にある者をいう。

4 この規程において「事業者等」とは、公立大学法人下関市立大学以外の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この規程において「市民等」とは、下関市民、下関市立大学の学生及びその保護者並びに事業者等をいう。

6 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、事務を効率的に行うことにより最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は法人規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（職員倫理に係る事項の制定）

第4条 理事長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を別に定めるものとする。この場合において、理事長は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、

職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

- 2 理事長は、前項の制定に際しては、第6条の規定により設置される公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会の意見を聴かななければならない。

(贈与等の報告)

第5条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と当該管理職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として理事長が別に定める報酬の支払いを受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「贈与等報告書」という。）を当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長等に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその
基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が指示する事項

- 2 前項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長等において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第4条第1項の規定に基づき理事長が定める事項に関して、理事長に意見を述べること。

(2) この規程の遵守のための体制の整備に関し、学長等に対し意見を述べること。

(3) 学長等に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規程の施行に関し必要な意見を述べること。

- 3 審査会は、委員3人以内で組織する。

- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(職員の倫理を監督する職員)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、学長等のもとに職員の倫理を監督する職員を置く。

2 前項の職員の倫理を監督する職員は、職員に対しこの職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(学長等の責務等)

第8条 学長等は、職員の職務に係る行為が市民等の疑惑や不信を招くことがないよう、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

2 学長等は、この規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

(職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

第9条 理事長は、適宜、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第51号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人下関市立大学における公的研究費の 不正防止に関する規程

平成 19 年 12 月 17 日

規 程 第 1 1 2 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 43 号
平成 28 年 5 月 2 日規程第 21 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における職員等の公的研究費の不正使用を防止し、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金

（最高管理責任者）

第 3 条 最高管理責任者は、理事長とする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営管理について本学を統括し、最終責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知する。

（統括管理責任者）

第 4 条 統括管理責任者は、学長とする。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第 5 条 コンプライアンス推進責任者は、副学長（研究担当）及び事務局長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の業務を行う。
 - (1) 不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 不正防止を図るために、公的研究費の運営管理に関わるすべての職員（役員を含む。以下「職員」という。）に対し研修会出席の指導と受講状況の管理監督を行い、出席状況を統括管理責任者に報告すること。

(3) 公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導すること。

(4) 不正防止に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）を受け付け、当該通報等を第14条に定める研究費不正問題協議会に報告すること。

(5) その他不正防止のために必要となること。

3 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（職務権限の明確化）

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

2 公的研究費については、公立大学法人下関市立大学事務決裁規程（平成19年規程第17号）に基づき適正に執行しなければならない。

（ルール of 明確化等）

第7条 公的研究費に係る事務手続については、適正な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、職員に対して周知徹底を図らなければならない。

（相談窓口）

第8条 事務処理手続及び公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口を総務部に設置し、効果的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

（職員の意識向上）

第9条 最高管理責任者は、職員に対し、不正防止に関する研修会を毎年度行い、職員の意識向上に努めなければならない。

2 職員は、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成19年規程第26号）に基づき、職務に係る倫理の保持に努めるものとする。

3 職員は、関係規程を遵守する旨の誓約書（様式第1号又は様式第2号）を提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、1件の予定価格が130万円以上の契約を締結する場合、あらかじめ契約の相手方から誓約書（様式第3号）を徴取しなければならない。

（不正防止計画の策定）

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（不正防止計画の実施）

第11条 不正防止計画を推進する部署は、総務部とする。

（公的研究費の適正な運営・管理活動）

第12条 職員は、第10条の規定により策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、職員が不正取引を行わないよう、癒着を防止する対策を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営管理を行うため、発注・検収業務について事務手続を明確化しなければならない。

4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程（平成19年規程第45号）に基づくものとする。

（モニタリング及び監査）

第13条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査人（公立大学法人下関市立大学内部監査規程（平成30年規程第4号）第4条に規定する内部監査人をいう。以下同じ。）による財務等に係る監査を実施する。

2 内部監査人は、防止計画推進部署及び監事との連携を強化しなければならない。

（研究費不正問題協議会の設置）

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の不正に関する事案を審議する組織として、研究費不正問題協議会を設置する。

（公表）

第15条 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本学の方針を、ホームページで公表する。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月17日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第43号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月2日規程第21号）

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第48号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の使用にあたっての誓約書

公的研究費により研究を遂行するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署の場合は押印不要）

様式第2号（第9条関係）

（役員・事務職員用）

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の管理にあたっての誓約書

公的研究費を管理するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署の場合は押印不要）

様式第3号（第9条関係）

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

誓約書

当社（当法人）は、公立大学法人下関市立大学（以下「下関市立大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守いたします。

記

1. 公立大学法人下関市立大学会計規程及び公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 下関市立大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 下関市立大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、下関市立大学の不正使用に関する通報・相談窓口（総務部）に連絡すること。

年 月 日

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

Ⓔ

（自署の場合は押印不要）

公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

令和2年12月18日

規程第76号

改正 令和3年3月31日規程第44号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的、科学的及び社会的観点から適切に遂行する上で求められる研究者等の行動と態度の基準を定めることにより、研究の円滑な推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験を用いて、個人又は集団を直接の対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等（以下「情報等」という。）を収集して行う研究をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法律の規定に基づき実施される調査
- (2) 個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報保護の観点から問題がない研究
- (3) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報等を利用する研究

2 この規程において「研究責任者」とは、本学に所属する教員（非常勤教員を含む。以下この条において同じ。）であって、人を対象とする研究の計画及び実施について、その責任を負う者をいう。ただし、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者が研究分担者となる場合には、その課題について当該研究員等を指導する教員又は当該研究員の受入研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者であって、人を対象とする研究を計画及び分担する者（自ら研究を実施する研究責任者を含む。）をいう。ただし、研究の遂行上必要な場合に限り、学外の研究者等を研究分担者とすることができる。

4 この規程において「研究対象者」とは、人を対象とする研究において、個人又は集団等の情報等を提供する者をいう。

5 この規程において「代諾者」とは、研究対象者が情報等の提供に同意する能力を欠くと判断される場合に、研究対象者に代わってその意思及び利益を代弁することができるものと認められる者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究責任者及び研究分担者（以下この条において「研究責任者等」という。）

は、人権及び個人の尊厳を尊重し、倫理的、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、研究しなければならない。

2 研究責任者等は、研究対象者の情報等を収集する場合は、安全かつ安心な方法で行い、研究対象者における身体的及び精神的な負担を最小限にするように努めなければならない。

3 研究責任者等は、必要に応じて、研究関連分野の専門家の助言・指導の下に研究を行うものとする。

4 研究責任者等は、研究を実施する際には、氏名を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。

5 研究責任者等は、研究の実施に当たっては、この規程に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

6 研究責任者等は、研究の結果を公表するときは、研究対象者を特定することができないようにしなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者の同意があり、第10条の委員会が認めた場合はこの限りでない。

7 研究責任者等は、人を対象とする研究を適正に実施するため、研究倫理教育を受けなければならない。

8 研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、常に研究の計画及び実施状況を把握し、研究分担者を監督するとともに、研究に係る公への説明責任を適切に果たさなければならない。

(研究対象者への説明責任)

第4条 研究分担者は、研究対象者の情報等を収集するときは、研究対象者又は代諾者に対し、研究計画内容（研究の背景、研究目的、研究方法等をいう。第4項において同じ。）について分かりやすく説明しなければならない。

2 前項の場合において、研究分担者は、研究対象者の身体的又は精神的な負担を伴うことが予見されるときには、当該負担の内容、程度等を分かりやすく説明しなければならない。

3 第1項の場合において、研究分担者は、研究対象者及び代諾者が随時不利益を受けることなく同意を撤回し研究協力を中止する権利があることを説明しなければならない。なお、撤回に応じた措置を講じることが困難となる場合がある場合は、その旨及びその理由を説明しなければならない。

4 研究分担者は、事前に研究計画内容の説明を一部行うことができない正当な理由がある場合は、研究対象者又は代諾者の了解を得るよう努めなければならない。

5 研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、研究分担者を監督するとともに、研究分担者を通じて研究対象者への説明責任を適切に果たさなければならない。

(研究対象者の同意)

第5条 研究分担者は、情報等を収集するときは、原則として、あらかじめ研究対象者又は代諾者の同意を、別に定める研究同意書により得なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で第10条の委員会が認めるときは、情報収集後に同意を得ることとする。

(第三者への収集の委託)

第6条 研究分担者は、第三者に委託して情報等を収集する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

2 研究分担者は、必要がある場合は、情報等の収集を第三者に委託する旨を研究対象者又は代諾者に説明しなければならない。

(外部からの情報等の入手)

第7条 研究分担者は、本学以外に所属する者から情報等を入手する場合は、関係法令等に違反して作成されたものでないことを確認しなければならない。

(情報等の管理)

第8条 研究で扱う情報等に個人情報が含まれる場合には、公立大学法人下関市立大学が管理する保有個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成19年規程第21号）に従って情報等を管理するものとする。

2 情報等の利用は、研究対象者又は代諾者の同意を得た目的以外のために利用してはならない。

3 研究分担者が、情報等を本学以外に所属する者に提供する場合は、研究対象者又は代諾者の同意を得なければならない。

4 研究分担者は、研究対象者から個人情報の開示を求められたときは、原則として、当該個人情報を開示しなければならない。

5 研究分担者は、研究同意書を含め当該研究で得た情報等を研究成果公表後5年間保存しなければならない。この場合において、当該研究分野の特性に応じ、保存期間を延長することができる。

6 研究分担者は、研究対象者又は代諾者が同意を撤回したときは、原則として情報等を廃棄しなければならない。

7 研究分担者が、情報等の加工、分析又は廃棄を第三者に委託する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

(学長の責務)

第9条 学長は、本学における人を対象とする研究の適正な実施に関する業務を総括する。

(人を対象とする研究倫理審査委員会の設置)

第10条 本学に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の責務)

第11条 委員会は、本学における人を対象とする研究の実施又は研究計画の変更等の適否等について、研究責任者から申請された内容を第16条の審査の基本方針に基づき審査する。

(委員会の組織等)

第12条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する本学の教員 若干名
- (2) 法律の専門家及び倫理の専門家 各1名

2 委員は、自己の申請に係る審査に参加することができない。ただし、当該研究計画の科学的見解等について説明することはできるものとする。

3 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全ての関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう十分に配慮し、尊重すること。
- (2) 業務の遂行上必要があると認められる場合を除き、職務上で知り得た秘密を任期中及び任期の終了後において漏洩しないこと。
- (3) 公平かつ公正な立場で任務を行うこと。

(任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第15条 委員会が必要と認める場合には、申請があった研究分野に関する専門家を特別委員として委員会の審議に加えることができる。

- 2 特別委員は、審査対象ごとに必要に応じて学長が指名する。
- 3 特別委員の任期は、申請があった研究分野の審査終了日までとする。

(審査の基本方針)

第16条 委員会は、第1条の目的に基づき、研究責任者から申請された内容を倫理的、科学的及び社会的な観点から審査する。この場合において、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究計画の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究によって生じる個人への不利益、危険性及び研究上の貢献度の予測
- (3) 研究対象者に理解を求め同意を得る方法

(審査)

第17条 研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとする場合は、別に定める倫理審査申請書等により、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、当該申請について委員会に審査を行わせるものとする。

(審査結果)

第18条 委員会は、出席委員全員の合意により、次の各号のいずれかに該当する判定を行い、学長に報告するものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 中止の勧告
- (6) 非該当

- 2 学長は、前項の報告を踏まえて、審査結果を研究責任者に通知するものとする。
- 3 審査結果通知後の手続きについて必要な事項は、別に定める。

(異議申し立て)

第19条 研究責任者は、前条の審査結果に異議がある場合には、1回に限り、前条の規定による通知があった日から14日以内に、学長に対し異議申し立てをすることができる。この場合において、異議申し立ての申請には異議の根拠(エビデンス)となる資料を添付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による異議申し立ての申請があった場合は、速やかに委員会に再審査を行わせるものとする。
- 3 前項の再審査及び再審査結果の通知については、第16条及び第18条の規定を準用する。

(研究計画書の変更)

第20条 研究責任者は、第18条第1項第1号又は第2号の判定を受けた研究計画書に変更がある場合は、速やかに研究計画書を修正し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、当該修正について再審査が必要と認める場合は、委員会に再審査を行わせるものとする。

3 前項の再審査及び再審査結果の通知については、第16条及び第18条の規定を準用する。

(庶務及び審査資料の保管)

第21条 委員会の庶務及び審査資料の保管は、総務部総務課において処理し、閲覧は委員及び委員会の事務に従事する者に限定するものとする。

2 審査資料の管理は、公立大学法人下関市立大学文書取扱規程（平成19年規程第18号）の定めるところによる。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、人を対象とする研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学U R A室設置要綱

令和4年11月9日制定

（設置）

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）に、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター（以下「U R A」という。）による研究の支援及び推進を行うことにより、本学の研究の一層の発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的として、下関市立大学U R A室（以下「U R A室」という。）を置く。

（業務）

第2条 U R A室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援
- (2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整
- (3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案
- (4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援
- (5) 研究広報の企画、提案及び調整
- (6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発
- (7) その他研究推進に関する必要な事項

（組織）

第3条 U R A室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) U R A室長
- (2) U R A
- (3) その他学長が指名した者

2 U R A室長は、学長が指名した教員をもって充てる。

3 U R Aは、学長が指名した者をもって充てる。

（事務）

第4条 U R A室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、U R A室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

春学期			月曜日				
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240				211250000 梶原 隆弘 倫理 1年	
A-103	一般	76					
A-104	一般	76					
A-106	一般	36					
A-107	一般	57					
A-108	一般	57					
A-201	階段	153				212145000 櫻木 晋一 日本史概論 1年	
A-202	階段	120					
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320		141010011 福田 龍樹 コンピュータ科学 1年			211295000 渡邊 尚孝 心理学概論 1年
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160					
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19					
B-202	演習	21					
B-203	階段	160	A231105000 小柳 真二 人文地理学概論 1年				
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14				キャリアセンター管理	
B-208	演習	14				キャリアセンター管理	
B-209	PC	40					
B-301	演習	19				自習教室	
B-302	演習	19				自習教室	
B-303	階段	400					
B-304	演習	24					
B-305	一般	28		411025000 天野 かおり 教育行政 3年			
B-306	一般	28					
I-201	一般	36					
I-202	一般	36				A112205000 馬 叢慧 中国語L 1年	
I-205	一般	36					
I-206	一般	115					
I-207	一般	44		9999998 西田 郁子 経営学 1年			
II-301	院	36					
II-302	院	16					
DS1	一般	90	C100026 山根 智 機械学習 3年	C100030 古川 哲也 データマイニング 3年	B100013 村重 慎一郎 データサイエンス入門 1年		
DS2 (A)	一般	30					
DS2 (B)	一般	30	111125e01 高田 清美 英語Ⅱa E1組 2年	111125e02 高田 清美 英語Ⅱa E2組 2年			
DS2 (C)	一般	30	111125e01 高田 清美 英語Ⅱa E1組 2年	111125e02 高田 清美 英語Ⅱa E2組 2年			
研究室	一般	15				D100040 全員 DSプロジェクト 3年	
体育館・クラウド	一般	-					

*DS2 (A)、DS2 (B)、DS2 (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

春学期			火曜日				
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240					
A-103	一般	76					
A-104	一般	76					
A-106	一般	36					
A-107	一般	57					
A-108	一般	57					
A-201	階段	153			212130000 加来 和典 社会 1年		
A-202	階段	120		A231515000 石川 朝子 ダイバーシティ 1年			
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320					
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160					212155000 長濱 幸一 西洋史概論 1年
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19					
B-202	演習	21					
B-203	階段	160	A211225000 石川 朝子 異文化交流 1年	A231510000 大野 悠介 日本国憲法 1年			
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14					
B-208	演習	14					
B-209	PC	40		311705500 白濱 成希 プログラミング 2年			
B-301	演習	19					
B-302	演習	19					
B-303	階段	400					A231305000 佐々木 実 自然の法則 1年
B-304	演習	24					
B-305	一般	28				411002000 小西 哲也 教職論 1年	
B-306	一般	28					
I-201	一般	36				A231235000 岩端 昭則 生命保険概論 1年	
I-202	一般	36					
I-205	一般	36					
I-206	一般	115					9999991 北尾 洋二 メディア論 2年
I-207	一般	44					
II-301	院	36					
II-302	院	16					
DS1	一般	90	F100052 徐 明 保健医療学概論 2年	E100049 松本 義之 E-コマース論 3年	B100015 村重 慎一郎 データサイエンス基礎 2年	E100043 松本 義之 経営情報概論 2年	
DS2 (A)	一般	30				C100028 和多田 淳三 統計的モデリング 3年	C100031 酒井 浩 表データ数理解析演習 3年
DS2 (B)	一般	30			A100001 古川 健一 情報社会及び情報倫理 1年		
DS2 (C)	一般	30				421105001 山田 雅之 情報科教育法Ⅰ 3年	
研究室	一般	15					
体育館・クラウド	一般	-					

※DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

春学期			水曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153						
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160					A231410000 松崎 守利 健康と運動 1年	
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19						
B-202	演習	21						
B-203	階段	160				A211265000 田口 寛 文学 1年		
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36					411030501 中林 浩子 教育方法論 (ICT活用含む) 2年	
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	E100047 中岡 伊織 マーケティング・リサーチ 3年	A100007 酒井 浩 解析学 2年	E100046 古川 哲也 オペレーションズリサーチ 3年			
DS2 (A)	一般	30		F100053 徐 明 遺伝学概論 3年		F100055 松浦 健二 薬理学概論 3年		
DS2 (B)	一般	30	A111105001 高田 清美 英語Ⅰa E1組 1年	A111105004 高田 清美 英語Ⅰa E2組 1年	121415e01 コレット ポール 英語Ⅱb E1組 2年	121415e02 コレット ポール 英語Ⅱb E2組 2年		
DS2 (C)	一般	30	A111105001 高田 清美 英語Ⅰa E1組 1年	A111105004 高田 清美 英語Ⅰa E2組 1年	121415e01 コレット ポール 英語Ⅱb E1組 2年	121415e02 コレット ポール 英語Ⅱb E2組 2年		
研究室	一般	15						
体育館・クラウド	一般	-			A231420001 松崎 守利 スポーツ実践A 1年			

*DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

春学期			木曜日				
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240					
A-103	一般	76					
A-104	一般	76					
A-106	一般	36					
A-107	一般	57					
A-108	一般	57			9999993 小村 有紀 福祉 1年		
A-201	階段	153					
A-202	階段	120					
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320					
A-303	PC	68			141030010 佐々木 実 コンピュータ活用II 2年		
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160					
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19					
B-202	演習	21					
B-203	階段	160					
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14			キャリアセンター管理		
B-208	演習	14			キャリアセンター管理		
B-209	PC	40					
B-301	演習	19			自習教室		
B-302	演習	19			自習教室		
B-303	階段	400	A145005001 中林 浩子 アカデミックリテラシー 1年	A145005002 中林 浩子 アカデミックリテラシー 2年 1年	A145005003 中林 浩子 アカデミックリテラシー 3年 1年		511011000 上野 恵美 キャリアデザインA 1年
B-304	演習	24					
B-305	一般	28				411011000 太田 麻美子 特別支援教育論 3年	
B-306	一般	28					
I-201	一般	36					
I-202	一般	36					
I-205	一般	36					
I-206	一般	115		A232010000 岸本 充弘 下関の産業とみらい 1年			211285000 岡本 正康 芸術 1年
I-207	一般	44				A112305100 呉 香苗 韓国語L 1年	
II-301	院	36					
II-302	院	16					
DS1	一般	90	C100033 田中 信彦 カテゴリーカルデータ解析演習 3年	B100016 趙 彩尹 研究倫理 2年	A100010 近藤 宏樹 数理統計学 2年	C100029 中上 裕有樹 統計的社会調査法 3年	
DS2 (A)	一般	30					
DS2 (B)	一般	30					
DS2 (C)	一般	30					
研究室	一般	15					
体育館・クラウド	一般	-					

*DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

春学期			金曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57			9999992 中嶋 恵美子・河本 乃里 健康と生活習慣 1年			
A-201	階段	153						
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160				213150000 張 影 生命と生態 1年		
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19						
B-202	演習	21						
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24	A112505000 中川 裕二 フランス語L 1年					
B-305	一般	28			421105000 有元 康一 数学科教育法Ⅲ 3年		411010000 渡邊 尚孝 教育心理学 2年	
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36	A112405000 渡辺 アンゲリカ ドイツ語L 1年					
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	C100032 坂東 幸浩 デジタル番号処理技術 3年	A100002 近藤 宏樹 数学基礎 1年	C100018 藪内 賢之 回帰分析 2年	C100024 田中 信彦 定量的データ解析演習 3年		
DS2 (A)	一般	30		F100054 白濱 成希 感性データ処理 3年				
DS2 (B)	一般	30		A100006 古川 哲也 データベース 2年	A111110007 ボール コレット 英語Ⅰb E1組 1年	A111110010 ボール コレット 英語Ⅰb E2組 1年		
DS2 (C)	一般	30		A100006 古川 哲也 データベース 2年	A111110007 ボール コレット 英語Ⅰb E1組 1年	A111110010 ボール コレット 英語Ⅰb E2組 1年		
研究室	一般	15					D100042 15人 卒業研究 4年	
体育館・クラウド	一般	-						

※DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の問仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

秋学期			月曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240				211290000 梶原 隆弘 哲学概論 1年		
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153					212150000 押川 信久 東洋史概論 1年	
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68		A141030001 佐々木 淳 コンピュータ活用! 1組 1年				
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160		212125000 福本 忍 政治 1年				
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400			DS9222222 福田 龍樹 情報リテラシー 1年		213155000 佐々木 実 宇宙と地球 1年	
B-304	演習	24						
B-305	一般	28		411092000 天野・渡邊・中林・高田 教職実践演習(中・高) 4年		411060000 古波蔵 香 道徳教育 2年	411005000 天野 かおり 教育原理・教育研究論 1年	
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36			A112210000 篠原 征子 中国語M 1年			
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	B100014 村重 慎一郎 データサイエンス入門演習 1年	F100051 窪田 和巳 疫学・公衆衛生学概論 2年	A10009 石原 海 幾何学 2年		A100012 坂東 幸浩 ネットワーク技術論 2年	
DS2 (A)	一般	30		C100036 中上 裕有樹 統計的社会的調査法演習 3年	F100058 窪田 和巳 医療健康情報学 3年			
DS2 (B)	一般	30	111135e01 高田 清美 英語Ⅱc E1組 2年	111135e02 高田 清美 英語Ⅱc E2組 2年	C100034 坂東 幸浩 パターン認識 3年			
DS2 (C)	一般	30	111135e01 高田 清美 英語Ⅱc E1組 2年	111135e02 高田 清美 英語Ⅱc E2組 2年	C100034 坂東 幸浩 パターン認識 3年			
研究室	一般	15				D100040 全員 DSプロジェクト 3年		
体育館・クラウン	一般	-						

※DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

秋学期			火曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240					A231505000 大野 悠介 法学総論 1年	
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153						
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160						
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400		A231520000 石川 朝子 多文化共生 1年				
B-304	演習	24						
B-305	一般	28				A231215000 中林 浩子 教育学 1年		
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115			214145000 趙 彩伊 多様性と障害理解 1年		A231205000 北尾 洋二 アントレプレナーシップ 1年	
I-207	一般	44						
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90		A30020 藪内・古川・田中 データ分析演習/1組 3年	A100011 山根 智 アルゴリズム論 2年	E100050 中岡 伊織 ビジネスデータ分析 3年		
DS2 (A)	一般	30		A30020 藪内・古川・田中 データ分析演習/2組 3年	A100003 白濱 成希 DSプログラミング入門 1年	C100027 近藤 宏樹 バイズ統計学 2年		
DS2 (B)	一般	30		A30020 藪内・古川・田中 データ分析演習/2組 3年	A100003 白濱 成希 DSプログラミング入門 1年	C100027 近藤 宏樹 バイズ統計学 2年	DS91111111 山田 雅之 情報科教育法Ⅱ 3年	
DS2 (C)	一般	30		A30020 藪内・古川・田中 データ分析演習/3組 3年	A100003 白濱 成希 DSプログラミング入門 1年			
研究室	一般	15						
体育館・クラウンド	一般	-						

※DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

秋学期			水曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153			A213170000 金 珉智 脳と認知 1年			
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160					A233012000 上野 恵美 キャリアデザインC 2年	
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400		213160000 川野 祐二 科学技術史 1年	A232005000 和田 健資 下関の観光 1年			
B-304	演習	24						
B-305	一般	28	411070000 中林 浩子 生涯指導（並修指導含む） 2年					
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	E100044 福田 龍樹 情報システム論 2年	B100017 福田 龍樹 データサイエンス演習 2年	A100004 山根 智 情報学概論 1年	D100381 坂東、松浦 コアムI（1組） 1年	D100382 田中、徐 コアムI（2組） 1年	
DS2 (A)	一般	30		E100048 藪内 賢之 数理解最適化 3年		D100411 中岡、徐 コアムII（1組） 3年	D100412 白濱、松浦 コアムII（2組） 3年	
DS2 (B)	一般	30	A111115001 高田 清美 英語Ic E1組 1年	A111115002 高田 清美 英語Ic E2組 1年	121425e01 コレット ポール 英語II d E1組 2年	121425e02 コレット ポール 英語II d E2組 2年		
DS2 (C)	一般	30	A111115001 高田 清美 英語Ic E1組 1年	A111115002 高田 清美 英語Ic E2組 1年	121425e01 コレット ポール 英語II d E1組 2年	121425e02 コレット ポール 英語II d E2組 2年		
研究室	一般	15						
体育館・クラウド	一般	-	A231425001 松崎 守利 スポーツ実践日 1組 1年					

※DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

秋学期			木曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	76						
A-104	一般	76						
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153						
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43				A112310100 呉 香茜 韓国語M 1年		
A-305	LL	38						
B-101	階段	160	A231405000 八木 香里 健康と栄養 1年		214120000 西 貴倫 人権 1年			
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160			A233010000 上野 恵美 キャリアデザインB 1年			
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24						
B-305	一般	28			421115000 天野・渡邊・中林・高田 教育実習事前・事後指導 4年	DS99999902 石川 朝子 教育社会学 3年		
B-306	一般	28						
I-201	一般	36	A145010015 小村 有紀 基礎演習 1年	A145010016 松浦 健二 基礎演習 1年				
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44	A145010038 渡邊 尚孝 基礎演習 1年	A145010039 渡邊 尚孝 基礎演習 1年				
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	C100020 山根 智 データハンドリング 2年	D100039 山根、上野 情報と職業 2年	C100021 和多田 淳三 カテゴリーカルデータ解析 2年	C100022 白濱 成希 人工知能概論 2年	A100008 近藤 宏樹 確率論 1年	
DS2 (A)	一般	30	C100037 古川 哲也 社会ネットワーク分析 3年	C100035 松本 義之 テキストマイニング 3年				
DS2 (B)	一般	30					DS99999905 有元 康一 数学科教育法Ⅱ 2年	
DS2 (C)	一般	30						
研究室	一般	15						
体育館・クラウド	一般	-						

*DS2 (A)、DS2 (B)、DS (C) は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

秋学期			金曜日					
教室	形態	定員	1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	76						
A-104	一般	76			A112510000 中川 裕二 フランス語M 1年			
A-106	一般	36						
A-107	一般	57						
A-108	一般	57						
A-201	階段	153						
A-202	階段	120						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160				213145000 張 影 人間と物質 1年		
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24						
B-305	一般	28	411091000 高田 清美 教育相談 3年					
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44			A112410000 渡辺 アンゲリカ ドイツ語M 1年			
II-301	院	36						
II-302	院	16						
DS1	一般	90	A100005 酒井 浩 線形代数学 1年	A399999 石井 良輔 経済学 1年	C100023 藪内 賢之 時系列解析 2年	C100019 藪内 賢之 定量的データ解析 2年		
DS2 (A)	一般	30	E100045 中岡 伊織 経営情報システム論 2年	F100057 田中 信彦 バイオインフォマティクス 3年	F100059 中上 裕有樹 生物統計学 3年	F100056 中上 裕有樹 臨床研究概論 3年		
DS2 (B)	一般	30	E100045 中岡 伊織 経営情報システム論 2年	C100025 酒井 浩 表データ数理解析 2年	A111120001 ボール コレット 英語 I d E1組 1年	A111120002 ボール コレット 英語 I d E2組 1年		
DS2 (C)	一般	30			A111120001 ボール コレット 英語 I d E1組 1年	A111120002 ボール コレット 英語 I d E2組 1年		
研究室	一般	15					D100042 15人 卒業研究 4年	
体育館・クラウド	一般	-						

*DS2 (A)、DS2 (B)、DS2 (C)は可動式の間仕切りで分割した場合の名称。受講者数に応じて、教室を一緒にして使用する。

学術雑誌購入リスト及びデジタルデータベースの一覧

学術雑誌

【国内誌】

No	雑誌名	出版社	購読形態
1	システム／制御／情報	システム制御情報学会	冊子
2	高速信号処理応用技術学会誌	高速信号処理応用技術学会	冊子
3	行政&情報システム	行政情報システム研究所	冊子
4	Journal of the Operations Research Society of Japan (日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌)	日本オペレーションズ・リサーチ学会	冊子
5	日本情報経営学会誌	日本情報経営学会	冊子
6	情報処理	情報処理学会	冊子
7	計算機統計学	日本計算機統計学会	冊子
8	画像電子学会誌	画像電子学会	冊子

【外国誌】

No	雑誌名	出版社	購読形態
1	IEEE Xplore (431タイトル)	IEEE	電子
2	International Journal of Human-Computer Studies	Elsevier	電子
3	Lancet	Elsevier	電子
4	Advances in Medical Sciences	Elsevier	電子
5	Advances in Oncology	Elsevier	電子

6	Computational Statistics & Data Analysis	Elsevier	電子
7	Statistics & Probability Letters	Elsevier	電子
8	Science	American Ass'n for the Advancement of Science	電子
9	Biostatistics & Epidemiology	Taylor and Francis	電子

データベース

【国内品】

No	品名	出版社
1	日経テレコン21	日経メディアマーケティング
2	日経BP記事検索サービス	日経BP

【外国品】

No	品名	出版社
1	Web of Science (SSCI:社会科学、AHCI:人文社会、SCIE:自然科学) ※InCites Journal Citation Reports (JCR)を含む	Clarivate

その他（文献ダウンロードサービス）

【外国品】

No	品名	出版社
1	Nature.com Content on Demand	Springer Nature

下関市内5高等教育機関附属図書館相互利用協定書

下関市立大学、水産大学校、東亜大学、梅光学院大学及び下関短期大学（以下「5高等教育機関」という。）は、5高等教育機関が設置する附属図書館の相互利用について、次のとおり協定を締結する。

（他の高等教育機関の附属図書館の利用）

第1条 5高等教育機関は、5高等教育機関の一に在籍する教職員及び学生が相互に5高等教育機関の附属図書館を利用することを認める。

（身分の確認）

第2条 前条の規定により他の高等教育機関の附属図書館を利用する学生は、常に学生証を携行し、必要に応じてこれを提示する。教職員については、別に定める。

（利用の条件）

第3条 附属図書館の利用に際しては、各附属図書館の利用規程に従うものとする。ただし、相互利用による図書の貸出は、次のとおりとする。

（1） 貸出冊数 3冊以内

（2） 貸出期間 2週間以内

2 各附属図書館は、利用者に利用年度のみ有効の利用者証を発行する。

（協定の改定）

第4条 本協定は、5高等教育機関の協議と合意のもとに、必要に応じて改正することができる。

（利用の実施）

第5条 本協定に定めるもののほか、附属図書館の利用の実施において必要な事項は別に定める。

（発効等）

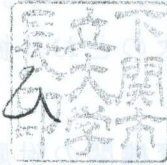
第6条 本協定は、2011年4月25日から発効する。

2 下関市立大学・水産大学校・東亜大学・梅光学院大学四大学附属図書館相互利用協定書（2003年4月1日発効）は、本協定の発効をもって廃止する。

2011年4月25日

下関市立大学

萩野 喜三



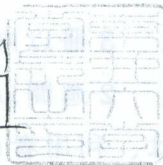
水産大学校

鷺尾 圭司



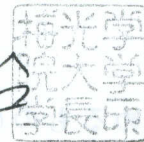
東亜大学

櫛田 宏治



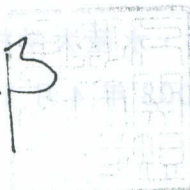
梅光学院大学

中野 新治



下関短期大学

花岡 康次郎



下関市立大学教学マネジメント会議規程

平成 22 年 12 月 20 日

規 程 第 3 2 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日規程第 8 号

令和 2 年 5 月 29 日規程第 42 号

令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号

（設置）

第 1 条 下関市立大学における教学運営の重要事項を検討するとともに、教学改革を遂行することを目的として下関市立大学教学マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 マネジメント会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討し、企画・立案する。

- (1) 教学運営の重要事項に関すること。
- (2) 教学改革に関すること。
- (3) 内部質保証に関すること。

2 マネジメント会議は、関係する部局等と連携して前項の所掌事項を進めるものとする。

（組織）

第 3 条 マネジメント会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する職員 若干名

（議長）

第 4 条 マネジメント会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名する副学長がその職務を代行する。

（議事）

第 5 条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席等）

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は

説明を求めることができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 マネジメント会議の庶務は、学務部教務課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 下関市立大学入試制度検討委員会規程（平成19年規程第80号）

(2) 下関市立大学キャリアセンター運営委員会規程（平成19年規程第115号）

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規程第42号）

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学の運営組織等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

改正 平成 20 年 3 月 6 日規程第 11 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 30 号
令和 2 年 3 月 31 日規程第 23 号
令和 2 年 5 月 1 日規程第 31 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）及び下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の運営組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 公立大学法人下関市立大学に所属する教員及び事務職員（主として大学の事務をつかさどる職員をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 部局長 第 4 条から第 8 条までに規定する職に任命された者をいう。

（学長）

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者をもって充てる。

2 学長は、定款第 17 条第 1 項第 7 号の規定により理事会が推薦する学長候補者から定款第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議の申出に基づき理事長が任命する。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長）

第 3 条の 2 副学長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 副学長を 2 人以上置く場合の職務分担は、学長が別に定める。

5 副学長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

6 前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、選考した学長の任期の終期を超えないものとする。

（学部長）

第 4 条 学部長は、学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 学部長は、学長を助け、学部に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（教養教職機構長）

第4条の2 学則第3条の2に規定する教養教職機構に教養教職機構長を置き、教養教職機構の教授をもって充てる。

2 教養教職機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 教養教職機構長は、教養教職機構に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(研究科長)

第5条 学則第4条に規定する大学院の研究科(以下「研究科」という。)に研究科長を置き、研究指導教員である教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

(専攻科長)

第5条の2 学則第4条の2に規定する特別支援教育特別専攻科に専攻科長を置き、特別支援教育特別専攻科の教授をもって充てる。

2 専攻科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 専攻科長は、特別支援教育特別専攻科に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(図書館長)

第6条 学則第9条に規定する附属図書館に図書館長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 図書館長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 図書館長は、附属図書館に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(リカレント教育センター長)

第7条 学則第9条に規定する附属リカレント教育センターにリカレント教育センター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 リカレント教育センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 リカレント教育センター長は、附属リカレント教育センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(都市みらい創造戦略機構長)

第7条の2 学則第9条に規定する都市みらい創造戦略機構に都市みらい創造戦略機構長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 都市みらい創造戦略機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 都市みらい創造戦略機構長は、都市みらい創造戦略機構に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(国際交流センター長)

第7条の3 学則第9条に規定する国際交流センターに国際交流センター長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 国際交流センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 国際交流センター長は、国際交流センターに関する業務を掌理し、担当職員を統
督する。

(相談支援センター長)

第7条の4 学則第9条に規定する相談支援センターに相談支援センター長を置き、
教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 相談支援センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 相談支援センター長は、相談支援センターに関する業務を掌理し、担当職員を統
督する。

(事務組織)

第8条 学則第10条に規定する事務局(以下「事務局」という。)に事務局長を置き、
理事長が指名する理事又は事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、事務局に関する業務を掌理し、所属する事務職員を指揮監督すると
ともに、事務組織及び事務職員について調整する。

3 前2項に定めるもののほか事務組織について必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第9条 本学の経済学部副学部長を置き、学部の教授又は准教授をもって充てる。

2 副学部長は、学部長の推薦に基づき学長が決定する。

3 副学部長は、学部長の業務を補佐して学部に関する校務をつかさどる。

(任期)

第10条 部局長(事務局長を除く。以下この条において同じ。)及び副学部長の任期
は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部局長及び副学部長の任期は、前
任者の残任期間とする。

(専門委員)

第11条 学則第10条の事務組織に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理す
るとともに、専門的見地から部局長及び事務組織を補佐する。

3 専門委員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学の学部等に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 研究科の領域ごとに研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第14条 削除

(各種委員会)

第15条 本学の教育研究に関し、学長又は部局長の職務を補佐するため、各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学の運営組織等に関し必要な事項は、別に定める

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本学の設置後最初の部局長(事務局長を除く。)の任命については、第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第3項及び第9条第3項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を要しないものとし、学長の申出に基づき理事長が行う。

附 則 (平成20年3月6日規程第11号)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初の地域共創センター長は、この規程による改正前の下関市立大学の運営組織等に関する規程第7条に規定する産業文化研究所長をもって充てるものとし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月25日規程第30号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第23号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 公立大学法人下関市立大学経営企画会議規程(平成19年規程第4号)は、廃止する。

附 則 (令和2年5月1日規程第31号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 59 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の経営に関する重要事項並びに法人及び下関市立大学における自己点検評価等に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議（以下「経営戦略会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 経営戦略会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来計画、中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 全学的な課題及び法人の運営に係る重要事項の調整等に関すること。
- (3) 法人の改革に関する施策の提案及びその推進に関すること。
- (4) 自己点検評価に関すること。
- (5) 認証評価機関及び下関市公立大学法人評価委員会の評価に関すること。

（構成）

第 3 条 経営戦略会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 常勤の理事
- (4) 副学長
- (5) 事務局長、経営企画部長及び総務部長
- (6) 学務部長及び入試部長
- (7) その他理事長が必要と認めた職員

（議長）

第 4 条 経営戦略会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、学長がその職務を代行する。

（議事）

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成するものとする。

(庶務)

第8条 経営戦略会議の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、経営戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規程第15号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日規程第59号)

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

下関市立大学FD・SD委員会規程

令和4年12月21日

規程第30号

（趣旨）

第1条 この規程は、下関市立大学の教員による教育の体系化と教育力の向上を図り、学生に対する教育の質を高めること（以下「FD」という。）、下関市立大学の職員としての大学事務、教育及び学生支援活動における能力と資質向上を図ること（以下「SD」という。）を目的として設置される下関市立大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) FD・SD推進に関すること。
- (2) 教員による教育力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (3) 職員の能力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (4) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (5) その他FD及びSDに関すること。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 学務部教務課職員
- (3) 事務局総務部総務課職員
- (4) その他学長の指名する者

（任期）

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、FDに関することは学務部教務課、SDに関することは事務局総務部総務課とし、全般事項については共管とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

2 この規程の施行後初めて指名された第3条第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

下関市立大学

① この授業評価アンケートは、下関市立大学の授業を受けた学生が該当授業を評価するものです。② アンケートの回答を成績評価に使用することはありません。③ アンケートの目的からはずれた単なる誹謗・中傷及び授業に関係ないことを書いてはいけません。④ 複数の教員が担当するリレー講義の場合は、半期の講義全体を振り返って、アンケートに回答してください。

学期	
科目	
教員	
曜日	
時限	
アンケート開始日時	
アンケート終了日時	

アンケートを開始

当サイトではセキュリティ保護のため、SSL/TLS技術によりデータを暗号化し送信しています。
※アンケートは複数のタブやウィンドウで開かないでください。複数開くとエラーが発生する場合がございます。

科目	
教員	

①全体的満足度 単一選択 必須

Q1.総合的に授業は満足できましたか？

とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 全くそう思わない

Q2.教員は誠意を持って授業に臨んでいましたか？ 単一選択 必須

とてもそう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 全くそう思わない

Q3.シラバスに示されている到達目標が達成できたと思いますか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

②教材教具の工夫

単一選択 必須

Q4.教員が指定した教科書および参考文献等は講義内容の理解のために適切に使用されていましたか？

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q5.教員が配布したレジュメや資料は講義内容の理解のために適切に使用されていましたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q6.授業中に提示された資料（板書、パワーポイント等）は見やすかったですか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

③授業の進め方

単一選択 必須

Q7.教員の授業のスピードは適切でしたか？

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q8.教員は聞き取りやすい話し方でしたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q9. (対面授業/同時双方向型の場合) 授業中、教員と学生との双方向の意思疎通はできましたか？
(オンデマンド型の場合) 配信後、教員と学生との意思疎通はできましたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q10. 教員の授業の説明は理解しやすかったですか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q11. 教員の指示や課題の出し方は適切でしたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

④この授業で、良かった点や改善してほしい点がありましたら自由に記入してください。ただし、単なる誹謗・中傷及び授業に関係ないことは記入しないでください。

自由記述 1-200文字入力

0 / 200 文字

アンケートに回答する

アンケート回答完了

アンケートの回答を送信しました。アンケートにご協力、ありがとうございました。

下関市立大学

国 科目一覧画面へ戻る

2022年度春学期
【教員用】自己点検・評価シート

提出期限：2022年9月22日（木）正午
提出先：教務課(kyomu@shimonoseki-cu.ac.jp)



年度	教員名	講義コード	講義名	学期	曜日	時限	配当年	受講者	授業の到達目標 (シラバスから転記)	Google Classroom		特に工夫した取組、 昨年度からの改善点等	授業の到達目標の達成状況 (達成できた点・達成できなかった点、 その原因)	授業評価アンケートの結果を 踏まえた課題、自己評価	次の授業に向けての改善点
										活用状況	活用事例				

海峡の叡智。
未来へ
そして世界へ。

The wisdom of the Straits.
To the future and to the world.



公立大学法人

下関市立大学

Shimonoseki City University

キャリアセンター 2022

学生と経営者の双方に高度な教育を提供し、 下関市立大学の持つ知見を社会に還元する取り組みを行っています。

「最近の若者は」という言葉。諸説ありますが、約 5000 年前の古代エジプトの遺跡からも発見されたそうで、いつの時代も世代間における価値観の違いというのは悩みの種だったようです。しかしながら、近年は価値観の違いが想像以上にかけ離れすぎているが為に、かつてないほどに「最近の若者」への理解が難しくなっています。

経営者の立場では、どんな人間も組織のメンバーとしてマネジメントしていかなければなりません。しかし、ここ数年を見て社会は大きく変わり、すでに数十年前における変化よりも激しさを増しています。医療・科学技術の急速な発展に伴う人生 100 年時代や超情報化社会の到来、人類全体の危機とも言える深刻な環境問題や未曾有のパンデミックによる生活様式の変容など、社会的経験による当たり前が大きく異なってきました。その中で、今の大学生の世代は「Z世代」（1990 年代後半～2015 年頃に生まれた人）と呼ばれ、彼らが持つ多様性への理解がさらに価値観のギャップを大きくしています。物心ついたときから SNS が生活に密着しているソーシャル・ネイティブにとって、情報収集やコミュニケーションの対象は世界中の膨大な情報はすべてです。ゆえに、国や人種、性別などにこだわらず、多様性を自然と受け入れて自分らしさを尊重する傾向が強くなるとも言われています。このような「最近の若者」とともに働く上で、お互いに必要不可欠な能力は『共感』です。ここでの共感とは、感情移入ではなく、自分と相手のお互いの特徴や状況を理解した上で聡明な判断を行うことを指します。

本学では、この古代から続く社会的課題に対して、学生と経営者の双方に高度な教育を提供することで、大学の持つ知見を社会に還元する取り組みを行っています。まずは、社会に送り出す学生たちに対して、これからの時代を生きる力としての『共感』能力を高めるための学びを国際的水準で提供します。昨年からの教育改革の一環として、大学独自の研究で「学習成果評価指標 ESLO (Employability based on Student Learning Outcome)」を開発しました。世界有数の大学が示している「社会人基礎力」、「大学で身につけておくべき能力」を基に、自己理解や自己管理能力、イノベーション力、情報・メディア・テクノロジーリテラシー、国際力、専門力といった基礎的・汎用的能力の育成を目指すための指標です。大学がこれらの能力を育成するためのカリキュラムを提供しているか、という基準として点検し、また、学生自身も能力の獲得状況を自己評価することができます。そして、本学の学生を受け入れてくださる方々を含む経営者側に対しては、リカレント教育として組織マネジメントに関するカリキュラムを提供しています。どうして組織の中に『共感』が必要なのか、自己理解、他者理解とは何か、そして、ニーズがわかったらどのように対応すれば良いのか、などをテーマに最新研究とデータに基づいて学ぶことができます。

このような大学全体での取り組みと連携して、下関市立大学キャリアセンターでは学生が様々な経験ができるよう、キャリアデザインやインターンシップ、PBL といったキャリアプログラムや、進路・就職相談、業界研究講座、就職ガイダンスなど多様な就職支援を行っています。大学 4 年間を通して社会を生きる力を養い、自己理解を深めて変化の多い社会へと飛び立っていく。本学では、学生が真剣に未来の社会と自分のキャリアに向き合い、勇気と自信を持ってチャレンジできるよう、これからもキャリア教育と就職支援に力を入れてまいります。

下関市立大学 学長 ハン チャンワン
韓 昌完



学部系統別実就職率ランキング2021において

国公立 経済系大学 第1位の実績となりました

出典：大学通信オンライン

キャリアセンターについて

キャリアセンターでは、学生一人ひとりが「キャリア」を主体的に設計し、自信をもって就職活動にのぞんでいけるように、さまざまな進路・就職支援メニューを用意しています。「キャリア教育」の企画と実施、就職活動に向けたガイダンス、学生のニーズに応じた各種対策講座や学内企業研究会の開催、3年生全員に対する個別就職面談の実施など、学生一人ひとりに対して幅広くきめ細かいサポートを行います。

キャリアセンターには、専門のスタッフが常駐していますので、いつでも学生の相談や要望に応える態勢が整っています。企業ファイルや豊富な求人情報などの各種の資料を提供するほか、学生が自由に使用できるPCを設置し、インターネットでリアルタイムに企業の情報を知ることができます。

また、学生と教員とがアットホームな雰囲気なかで接することができるのも、小規模大学である本学ならではのメリットです。キャリアセンターでは、学生の「将来何をしたいのかわからない」という漠然とした悩みから、応募書類の作成や面接といった就職活動に直結する具体的な相談まで、キャリアカウンセラーの資格を持ったスタッフとともに、教員が就職相談員として親身になって対応しています。



キャリア教育について

4年間の体系的なキャリア教育のもと、「キャリア」を主体的に設計することができ、自信を持って社会で活躍していくことのできる人材の育成を目指しています。

■ キャリアデザインⅠ

大卒として働くということは、どのような仕事に携わり何が求められるかについて、具体的に学びます。また社会人の話を聞き、世の中にはどのような仕事があるのかを知り、自分がどのように生きていくのかを考えます。

■ キャリアデザインⅡ

キャリアをデザインするとは、自分らしい生き方のモデルを探求し、創りあげていくことです。変化する社会に対応しながらも、周りに流されることなく、自分らしい生き方とは何かについて探求していきます。

■ キャリアデザインⅢ

ワークショップやプレゼンテーションを通して、仕事の内実や地域との関わりがどのようなものかを具体的に把握し、自身の経歴をどのように整理・表現すればよいかを学びます。

■ キャリアデザインⅣ

組織がどのような人材を求めているのか、また、組織の中で求められている人材になるために、自分自身をどのように成長させていけばよいのかについて理解していきます。

■ インターンシップ

インターンシップに参加した学生は、様々な企業・団体において貴重な就業体験を得ることができます。また、職業意識を醸成し、就職活動において適切な職業選択ができるようになります。

■ PBL (Project Based Learning)

産業界と連携しながら、フィールドワークを通じて課題を解決していくことで、社会人として必要な力を身につけます。

大学派遣インターンシップについて

本学では、毎年夏季休暇期間中に、インターンシップによる就業体験学習を行っています。

21年目となる今年度のインターンシップは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部をオンラインで実施するなどの対応を行い、31企業・団体に、計40名がインターンシップを経験しました。

大学主催のインターンシップでは、派遣前に学内事前学習を行います。インターンシップを行った後も報告書の作成指導・報告会での発表など、様々な面から学生の就業体験をフォローする体制を整えています。2008年度からは海外の事業体に学生を派遣する国際インターンシップも始まり、質・量の両面での充実を図っています。

過去3年の主なインターンシップ派遣先

国際インターンシップ

- (中国 青島市)…………… 青島永旺東泰商業有限公司 (イオン株式会社)、三菱商事 (青島) 有限公司、株式会社トライアルカンパニー、関光汽船株式会社
- (韓国 釜山広域市)…… ソラリア西鉄ホテル釜山 (NNR Hotels International Korea Co., Ltd.)、韓国 MCC ロジスティクス株式会社
- (シンガポール)…………… JTB Pte Ltd、株式会社力の源ホールディングス、日本貿易振興機構シンガポール事務所、シンガポールヤクルト株式会社、Deloitte&ToucheLLP シンガポール事務所、シンガポール日本通運株式会社、東海東京シンガポール、株式会社中国銀行シンガポール駐在員事務所など

国内インターンシップ (大学派遣分)

株式会社エイブル、公立大学法人北九州市立大学、株式会社鴻池組、生活協同組合コープこうべ、生活協同組合コープやまぐち、サンデン交通株式会社、下関市 (観光スポーツ文化部、港湾局、国際課、産業振興部、上下水道局)、社会福祉法人下関市社会福祉協議会、下関商工会議所、新日本熱学株式会社、鶴丸海運株式会社、株式会社デンソーソリューション、株式会社ドーワテクノス、トラスコ中山株式会社、株式会社ナフコ、西中国信用金庫、日本生命保険相互会社、日本通運株式会社、日本貿易振興機構山口貿易情報センター、社会福祉法人稗田福祉会特別養護老人ホーム慈公園、株式会社牧野技術サービス、株式会社丸久、明治安田生命保険相互会社、山口県農業協同組合下関統括本部、株式会社山口フィナンシャルグループ、株式会社ラックなど



国際インターンシップ 在シンガポール日系企業複数社

経済学部国際商学科 2年
上門 美早紀

私は中学生の頃から海外で働きたいという気持ちがあり、今回の国際インターンシップに参加しました。本来ならシンガポール現地でインターンシップを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で今回はすべてオンラインでの実施となりました。初めはオンラインという環境に不安がありましたが、参加していただいた企業様のご協力のおかげで貴重な経験ができました。実際に海外で働いている方の話を聞くと自分の将来を細かい観点で想像することができ、より海外勤務をしたいという気持ちが強くなりました。また、お話の中で特に印象的だったのが、海外で働くときに語学力は単にツールにしかならないため、他のスキルを身に付けておく必要があるということです。海外勤務は国内の本社との連携や外国人との綿密な連絡など、情報の正確性とスピードが求められます。そのため、インターンシップ参加以降、日ごろの生活の中でも会話をする際は話の順序や論理的な考えを意識しています。学生生活を送る中で、これらを私の強みにしていきたいです。



国内インターンシップ 株式会社牧野技術サービス

経済学部経済学科 3年
津森 知里

インターンシップに参加させていただき、新たな業界への視野を広げることができました。今まで技術系・物流系業界の知識は無かったのですが、日常生活を送る上で、これらの業界は私達の生活必需品に深く関わっており、社会への重要性も知ることができました。人の役に立つ仕事がしたいと考えていたため、今回の経験は私にとって有意義な経験になりました。さらに、フィードバックで頂いたアイデアを引き出す力や向上心を評価していただいたのもあり、これらを活かせる業界へと進みたいと考えました。今回、2週間勤務させて頂き、社会人としての対人スキルや気遣いなども、一端ではありますが学べたと思います。社員の方は仕事にとっても熱心で向上心を持った方が多く、私自身も社会人として、人として学ぶものが多くありました。加えて、インターンシップに参加させていただいたことにより、パソコンスキルや英語力を在学中に克服しようという目標も立てることができました。

PBL (Project Based Learning) について

2011年度より、キャリア教育の一環としてPBLを実施しています。PBLとは、企業や行政などからいただく課題や問題について、学生が社会人から指導を受けながら、その課題や問題の解決に向けて取り組む科目です。PBLを通じて、学生はチームワーク構築の重要性を学び、コミュニケーション能力の向上などを目指すことができます。

12月には、各企業ご担当者様をお招きしての成果報告会を実施し、パワーポイントを使用した発表を行っています。成果報告会の内容を踏まえて1月末に活動報告をまとめます。

2015年度から、社会や産業界のグローバル化の進展に伴い、シンガポールでの国際PBLの実施を開始しました。



企業・団体名	テーマ
2011年度	
下関市観光交流部	下関市観光客へのおもてなしイベントについて
	観光客へのおもてなしイベントについて
	下関観光誘致イベント
下関市教育委員会	成人の日記念式典実行委員会
一般財団法人 下関 21 世紀協会	あるかぼーとの活性化について～軽トラ市の活動を通じて～ あるかぼーとの活性化～アンケート結果から～
株式会社コミュニティエフエム下関	新たなリスナーを獲得する為の方策【とりわけ若年層の獲得】 コミュニティ FM における携帯電話活用の方策について
株式会社イズミ	企業の求める人材像
株式会社イズミ ゆめシティ	モバイル活用による販売促進
2012年度	
下関市教育委員会	成人の日記念式典実行委員会
株式会社コミュニティエフエム下関	コミュニティ FM 放送における SNS の活用方法について
株式会社イズミ ゆめシティ	顧客獲得に向けた戦略の検討
2013年度	
有限会社梅寿軒	唐戸スイーツを全国に発信する
下関商業開発 株式会社	シーモール下関 SC の集客について
	若者と共にシーモールを活性化するためには・・・
	シーモール下関専門店街における若者集客の方策について
USAGI グループ	海峽ゆめプロジェクト
東京第一ホテル下関	東京第一ホテル下関の顧客マーケティングに関する調査
2014年度	
株式会社下関大丸	朝食需要の獲得
2015年度	
在シンガポール 日系食品メーカー	シンガポール人が好む味、料理と日本食
三菱商事株式会社 シンガポール支店	シンガポール市場に向けた“下関”ブランドの発掘

企業・団体名	テーマ
2016年度	
有限会社 お茶の赤星園	下関の魅力を伝えられるお土産品作成
エキマチ下関 推進協議会	「エキマチ下関」まちづくり憲章策定に向けた関係者インタビューの実施
株式会社力の源 ホールディングス	一風堂が海外でさらに顧客満足を得るためには
下関市産業振興部	Food JAPAN 2016 における下関ブースのサポート、 及び他ブースのリサーチ
2017年度	
サンデン交通 株式会社	バス利用者を増加させる方法について
村上夢農園 下関アスパラ部会	下関のアスパラガスを広めるための方策（販売促進を中心に）
株式会社力の源 ホールディングス	一風堂が海外でさらに顧客満足を得るためには
下関市産業振興部	国際見本市における下関ブースのサポート、及び他ブースのリサーチ
2018年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃの需要創出に効果的なイベントプロデュース
下関市産業振興部	国際見本市における下関ブースのサポート、及び他ブースのリサーチ
2019年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃイベントの飛躍的発展
下関市産業振興部	国際食品商談会における下関ブースの運営とマーケティングリサーチ
2020年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃを活用した地域経済活性化
下関市産業振興部	海外に向けた市内商品・食材のPR方法の検討
株式会社ケーブル ネット下関	市民に役立つ新たなコミュニティチャンネル番組制作
2021年度	
株式会社リージョ ナルマネジメント	百貨店におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) 化
下関市産業振興部	国際食品商談会における商談サポート

主な就職支援メニュー

豊富なメニューを取り揃えて、**自分の希望する将来を勝ち取るための就職活動**を応援しています！



■ 進路・就職相談

専門カウンセラーが常駐しており、就職活動の悩みや疑問に思っていること、エントリーシートや履歴書の添削指導、面接対策、進路相談などを行います。

■ 業界研究講座

学内において400社を超える企業・団体にお越しいただき「インターンシップフェア」「合同業界研究会」「個別企業説明会」を開催しています。学外で行われる「合同企業説明会」には、大学から会場までバスを利用した参加ツアーを実施しています。

■ 就職ガイダンス

年4回のガイダンスを通じて、就職活動の環境や、就職活動へ挑む心構えなどの情報を提供します。また、基本的な履歴書の書き方や業界研究の方法など、就職活動を行う上で必要なノウハウを伝授します。

■ 就職基礎講座・就活ゼミ

自己分析を行い、応募書類の作成や面接のノウハウを伝授する講座です。また、リクルートスーツの着こなし講座、リクルートメイクアップ講座、就活マナー講座など、ラインナップ満載です！

■ 就活直前セミナー

就職活動の本番直前に、実際に企業等で働かれている方々と模擬面接を行うなど、就職活動に必要なスキルの総仕上げを行っています。

■ 市大キャリアスタディ

身近な存在である本学卒業生を招き、世の中にはどんな仕事があり、業界がどのようなになっているか生きた情報を語ってもらいます。

■ 内定者懇談会

就職活動を終えた4年生に、就職活動体験談を語ってもらいます。身近な先輩の体験談はこれから就職活動を始める学生にとっての貴重な情報となります。

■ 公務員受験対策講座

国家公務員専門職・一般職、地方上級職、市町村行政職、警察、消防など、公務員にチャレンジする学生のための講座です。

■ 各種資格取得講座

日商簿記検定3級・2級対策講座、FP3級対策講座などの講座を学内で実施し、資格取得をバックアップします。

■ エアラインセミナー

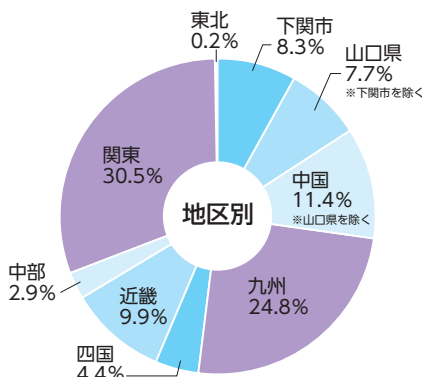
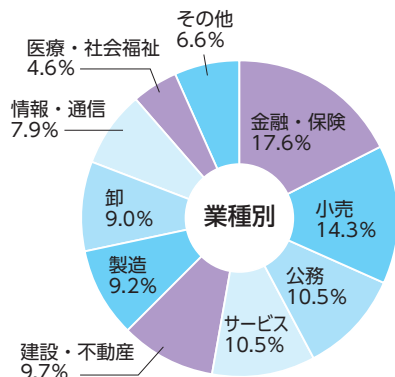
エアライン業界を目指す学生や興味を持っている学生を対象として開催しています。情報提供だけでなく、エアライン業界特有の面接を実際に体験することもできます。



就職データ

2022年3月卒業者の就職状況 (2022年3月15日現在)

項目	経済学科		国際商学科		公共マネジメント学科		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
就職率	97.8%	95.1%	97.2%	98.1%	94.6%	95.8%	97.1%	96.9%
	96.9%		97.7%		95.1%		97.0%	



主な就職先

金融

(株)日本政策金融公庫、楽天銀行(株)、(株)中国銀行、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)阿波銀行、(株)伊予銀行、(株)西日本シティ銀行、(株)宮崎銀行、(株)鹿児島銀行、ろうきん中央機関グループ、中国労働金庫、四国労働金庫、全国信用協同組合連合会、きのくに信用金庫、西中国信用金庫、広島信用金庫、東京短資(株)、福岡県信用保証協会、西日本建設業保証(株)、山口県信用農業協同組合連合会、丸三証券(株)、三菱電機クレジット(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、(株)かんぼ生命保険、日本生命保険相互会社 など

卸・小売

(株)エコア、加藤産業(株)、興陽電機(株)、西華産業(株)、トラスコ中山(株)、(株)西原商会、日産トレーディング(株)、三菱電機トレーディング(株)、ヤマエ久野(株)、(株)山産、リコージャパン(株)、(株)イズミ、(株)岩田屋三越、ネットトヨタ山口(株)、(株)丸久 など

サービス

日本年金機構、(株)ウエスコ、(株)DNP コミュニケーションデザイン、(株)東京海上日動コミュニケーションズ、(株)牧野技術サービス、(株)Plan・Do・See、ディップ(株)、山口県商工会連合会 など

建設・不動産

積水ハウス(株)、大和リース(株)、東建コーポレーション(株)、東テック(株)、三井金属エンジニアリング(株)、三菱電機ビルテクノサービス(株)、(株)鴻池組、(株)コプロス、エルクホームズ(株)、(株)合人社計画研究所、三井不動産ビルマネジメント(株) など

製造

山崎製パン(株)、(株)新進、セイカ食品(株)、松尾製菓(株)、エクセルパック・カバヤ(株)、(株)ゼンリンプリンテックス、アース製菓(株)、東ソー・シリカ(株)、長府工産(株)、日本オーチス・エレベータ(株)、三菱電機FA産業機器(株)、能美防災(株)、ユタカ電業(株)、麻生フオームクリーン(株)、(株)タカガ、タカラスタンダード(株)、日鉄高炉セメント(株)、北海道電力(株)、山口合同ガス(株) など

情報・通信

(株)NTT ドコモ、(株)ドコモCS九州、(株)大塚商会、(株)システナ、(株)セラク、日本コンピュータ・ダイナミクス(株)、(株)ビジネスアシスト、(株)山口情報処理サービスセンター、(株)読売新聞西部本社、(株)両備システムズ など

運輸

東京地下鉄(株)、日本通運(株)、(株)キューソー流通システム、溢澤倉庫(株)、丸全昭和運輸(株)、三井倉庫九州(株)、山九(株)、池田興業(株)、下関海陸運送(株)、トクヤマ海陸運送(株) など

公務等

厚生労働省 (島根労働局、福岡労働局、山口労働局)、国土交通省 (中部運輸局、四国運輸局、九州地方整備局)、財務省 (大阪国税局、福岡国税局)、総務省 (中国総合通信局)、海上自衛隊、県庁 (和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県)、市役所 (田辺市、出雲市、大田市、広島市、福山市、岩国市、山陽小野田市、下関市、長門市、萩市、中間市、大村市、出水市、宮古島市)、警察本部 (愛知県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県)、消防局 (下関市、長崎市)、教員 (大阪府、広島市)、(独) 国立病院機構、(独) 地域医療機能推進機構、(独) 労働者健康安全機構、社会保険診療報酬支払基金、(独) 国立高等専門学校機構、国立大学法人鹿児島大学 など

2021年度 卒業者の就職状況に関する調査

2022年5月1日 現在

1 卒業者就職状況

単位:人

項目	経済学科		国際商学科		公共マネジメント学科		性別		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
卒業生数	144	65	114	111	39	24	297	200	497
9月卒業生数	(4)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(5)	(2)	(7)
就職希望者数	136	60	109	107	37	24	282	191	473
就職決定者数	134	58	107	107	35	24	276	189	465
就職率	98.5%	96.7%	98.2%	100.0%	94.6%	100.0%	97.9%	99.0%	98.3%
	98.0%		99.1%		96.7%		98.3%		

* 卒業生数と就職希望者数の差は、就職の意思のない者(公務員・教職浪人含む)、進学(希望者を含む)、帰国留学生

* ()内は、卒業生数の内数

2 地区別就職状況

単位:人

年度	山口県		中国	九州	四国	近畿	中部	関東	東北	その他	計
	下関	市外									
2017	39	22	119	117	37	48	24	152	0	1	498
	(14)	(10)	(44)	(54)	(13)	(22)	(7)	(74)	(0)	(0)	(214)
2018	40	26	121	119	21	68	24	146	4	0	503
	(17)	(13)	(54)	(45)	(9)	(27)	(7)	(67)	(1)	(0)	(210)
2019	34	42	137	154	14	57	13	154	3	0	532
	(13)	(19)	(49)	(66)	(7)	(24)	(6)	(67)	(1)	(0)	(220)
2020	35	35	116	128	13	51	23	130	1	0	462
	(19)	(12)	(53)	(58)	(4)	(25)	(6)	(53)	(1)	(0)	(200)
2021	40	36	129	117	20	45	13	140	1	0	465
	(16)	(14)	(47)	(45)	(8)	(18)	(3)	(68)	(0)	(0)	(189)
	8.6%	7.7%	27.7%	25.2%	4.3%	9.7%	2.8%	30.1%	0.2%	0.0%	

* ()内は、女子で内数

* 中国は山口県を含む

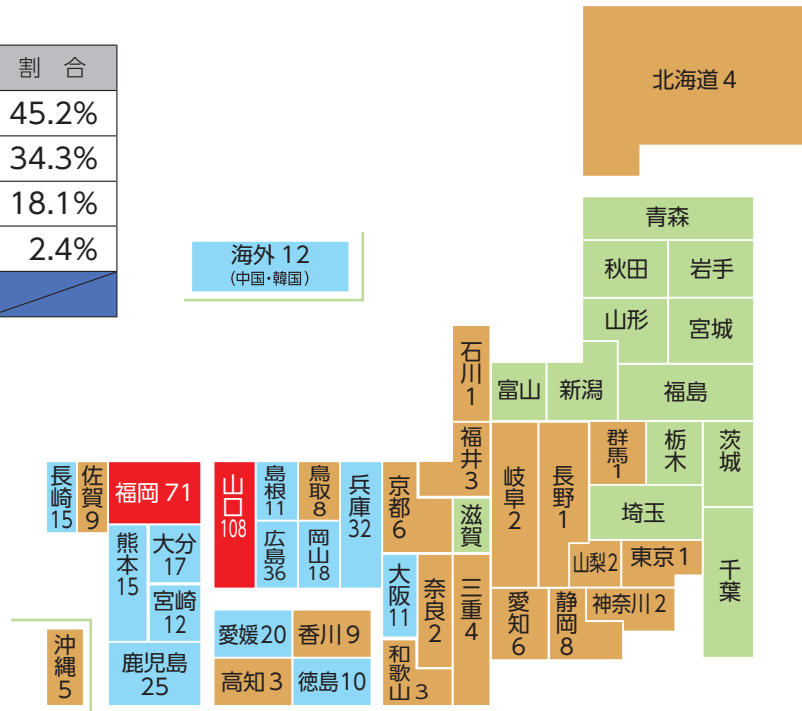
* 地区別就職状況の過年度の数値については、各年3月31日の確定数を表記している。

出身県別卒業見込者数

(2024年3月卒業見込者、学部留学生含む)

	人数	割合
中国・四国地方	223	45.2%
九州地方	169	34.3%
国内その他地方	89	18.1%
国外(中国・韓国)	12	2.4%
総数	493	

- ……50人以上
- ……10～49人
- ……1～9人



2022年度 主な学事日程 (2022年4月～2023年3月)

入学式	4月 5日	大学入学共通テスト(全学休講・準備含む)	1月13日～ 1月15日
春学期授業開始	4月11日	秋学期定期試験	2月 1日～ 2月 9日
春学期定期試験	8月 1日～ 8月 9日	春季休業	2月10日～
夏季休業	8月10日～ 9月29日	前期入試	2月25日
秋学期授業開始	9月30日	中期入試	3月 8日
大学祭(全学休講・準備含む)	11月12日～11月14日	卒業式	3月24日
冬季休業	12月27日～ 1月 4日		

※上記予定は変更の可能性がありますので、最新情報は本学HPよりご確認ください。

アクセス

● JR下関駅から

- サンデンバス3番のりば(約20～25分程度乗車)
 - 「北浦(綾羅木・安岡)方面」に乗車、「山の田」バス停下車徒歩4分
 - 「豊町線」山の田、石原車庫方面に乗車、「山の田」バス停下車徒歩4分
 - 「豊町線」大学町、石原車庫方面に乗車、「大学町二丁目」バス停下車徒歩2分

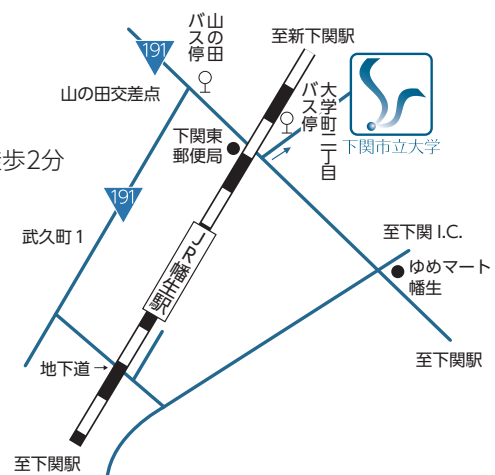
- サンデンバス5番のりば(約20～25分程度乗車)
 - 「丸山線」に乗車、「山の田」バス停下車徒歩4分

● JR幡生駅から

徒歩約20分

● JR新幹線・新下関駅から

- サンデンバス2番のりば(約15分程度乗車)
 - 「川中豊町線」に乗車、「大学町二丁目」バス停下車徒歩3分
- タクシー利用約10分



求人に関するお問い合わせ

下関市立大学 キャリアセンター

TEL 083-252-0288(代表) FAX 083-254-3653(直通)

URL <http://www.shimonoseki-cu.ac.jp>

〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号

Eメール shusyoku@shimonoseki-cu.ac.jp

下関市立大学キャリア委員会規程

令和4年12月21日

規程第31号

（趣旨）

第1条 この規程は、学生の進路指導及び就職支援に関する活動を行うために設置される下関市立大学キャリア委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) インターンシップの企画及び実施に関すること。
- (2) その他就職支援活動に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 都市みらい創造戦略機構長
- (2) キャリアセンター長
- (3) その他学長の指名する者

2 前項の委員は、就職相談員とする。

（任期）

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長を置き、都市みらい創造戦略機構長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市みらい創造戦略機構キャリアセンターにおいて行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この規程の施行後初めて指名された第3条第1項第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。